

—— 第 7 編 ——

資 料 編

資料 1 防災関係機関及び組織

1-1 防災関係機関一覧

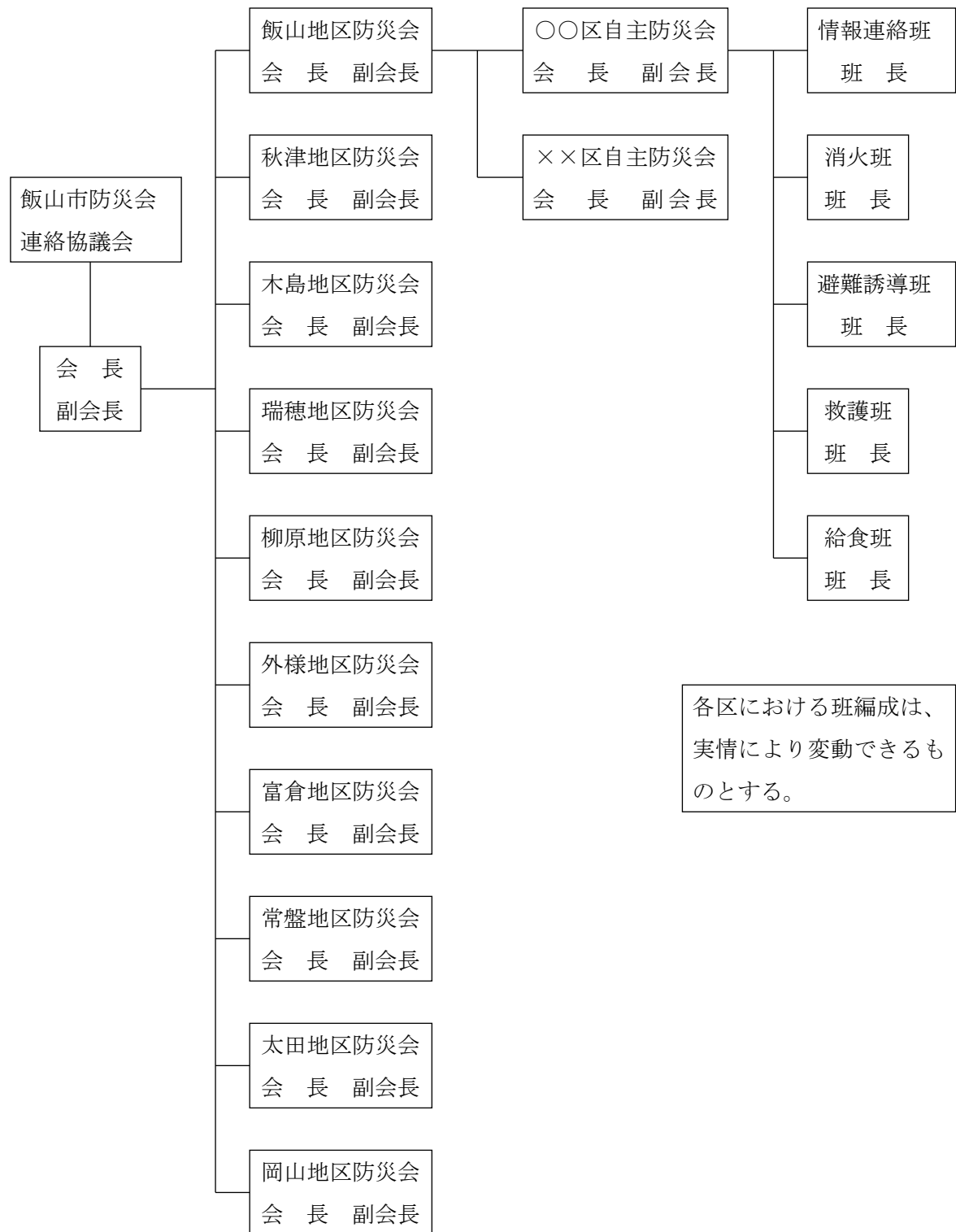
機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108-9	026-234-5123
信越総合通信局	長野市旭町1108	026-234-9961
長野地方気象台	長野市箱清水1丁目8-18	026-232-2738
気象庁精密地震観測室	長野市松代町西条3511	026-278-2235
北陸地方整備局千曲川河川事務所	長野市鶴賀峰村74	026-227-7611
北陸地方整備局千曲川河川事務所長野出張所	長野市松岡2-1-26	026-221-4882
北陸地方整備局千曲川河川事務所中野出張所	中野市西条吉原562	0269-22-2729
北陸地方整備局千曲川河川事務所千曲川治水対策出張所	飯山市大字飯山2269-2	0269-67-0450
中野労働基準監督署	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
飯山公共職業安定所	飯山市飯山186-4	0269-62-8609
北信森林管理署	飯山市飯山1090-1	0269-62-4141
長野県庁	長野市南長野字幅下692-2	026-232-0111
長野県庁危機管理防災課	長野市南長野字幅下692-2	026-235-7184
北信地域振興局	中野市壁田955	0269-22-3111
北信建設事務所	中野市壁田955	0269-22-3111
北信建設事務所飯山事務所	飯山市静間1340-1	0269-62-4111
飯山警察署	飯山南町6-1	0269-62-0110
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1	0269-62-3105
岳北消防本部	飯山市飯山3690-1	0269-62-0119
東日本電信電話(株)長野支店	長野市南長野新田1137-5	026-225-4389
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所	飯山市静間353-5	0269-62-2760
日本銀行長野事務所	長野市中御所178-8	026-227-1296
東日本旅客鉄道(株)飯山駅	飯山市飯山778-2	0269-62-2139
東日本旅客鉄道(株)戸狩野沢温泉駅	飯山市照里1287-2	0269-65-2077
長電バス(株)飯山営業所	飯山市木島1016-2	0269-62-4131
飯水医師会	飯山市南町16-16	0269-62-2012
飯山赤十字病院	飯山市飯山226-1	0269-62-4195

ながの農協飯山支所	飯山市飯山1121-6	0269-62-3121
ながの農協飯山支所（有尾事務所）	飯山市大字飯山3567	0269-62-0055
iネット飯山	飯山市飯山1095-1	0269-81-3000
飯山市社会福祉協議会	飯山市飯山1211-1	0269-62-2840
富山県魚津市	富山県魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1019
山梨県山梨市	山梨県山梨市小原西843	0553-22-1111
山形県長井市	山形県長井市栄町1-1	0238-84-2111
東京都国分寺市	東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111
軽井沢町	軽井沢町大字長倉1706-8（軽井沢消防署）	0267-45-1880
飯山郵便局	飯山市飯山974	0269-62-3293
飯山商工会議所	飯山市飯山2239-1	0269-62-2162
生活協同組合コープながの	長野市篠ノ井御弊川668	026-261-1200
飯山市建設業協会	飯山市大字静間307-2	0269-62-2579
(社)長野県建築士会飯水支部	中野市大字壁田955	0269-22-3111
(一財)中部電気保安協会長野支店	長野市桐原一丁目5番8号	026-241-4991
(株)カインズ	埼玉県本庄市東富田88-2	0495-25-1000
長野LP協会高水支部	飯山市大字常盤2147	0269-62-4646
(一社)長野県LPガス協会	長野市中御所1丁目16-13	026-229-8734
(株)ゼンリン長野営業所	長野市三輪荒屋1151-1	026-263-3755
北信生コン協同組合	飯山市大字静間307-2	0269-62-5456
長野県建設業協会飯山支部	飯山市大字静間307-2	0269-62-2579
(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	下伊那郡松川町上片桐3322	0265-49-8252
(株)ダイワテック	愛知県名古屋市区西区大野木3-43	052-506-7281
(株)ワールドエコ	飯山市大字木島1144	0269-62-5311
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501-1	025-371-4185
(株)ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10	093-521-5155

(一財) …一般財団法人

(一社) …一般社団法人

1-2 自主防災組織編成図（例）



資料2 関係条例等

2-1 飯山市防災会議条例 (昭和38年10月15日 条例第17号)

改正 平成12年3月27日条例第1号 平成24年9月27日条例第18号
平成28年3月29日条例第25号 平成29年9月29日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯山市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成24年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-2 飯山市災害対策本部条例 (昭和38年12月28日) (条 例 第 22 号)

改正 平成8年6月24日条例第17号 平成24年9月27日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、飯山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 飯山市災害対策本部活動規程（平成17年12月26日） 訓令第18号

改正	平成18年3月27日訓令第6号	平成18年10月30日訓令第13号
	平成19年3月28日訓令第22号	平成20年3月28日訓令第6号
	平成20年8月19日訓令第9号	平成21年3月26日訓令第2号
	平成22年3月30日訓令第14号	平成22年10月19日訓令第19号
	平成26年3月26日訓令第1号	平成27年3月31日訓令第5号
	平成29年3月24日訓令第5号	平成30年3月31日訓令第2号
	平成31年3月28日訓令第2号	令和2年3月31日訓令第5号
	令和3年3月31日訓令第3号	

本庁各部課所局室
出先機関

（趣旨）

第1条 この規程は、飯山市災害対策本部条例（昭和38年飯山市条例第22号）第5条の規定に基づき、飯山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

（職務代理）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故があるときは、副本部長がその職務を代理し、副本部長にも事故あるときは、市長の職務代理者の指定に関する規則（昭和61年飯山市規則第15号）の規定により、その職務を代理する。

（災害対策本部員）

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市の職員をもって充てる。

2 副本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員に任命することができる。

（部及び班）

第5条 災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長を置き、班に班長を置く。

3 部及び班の組織並びに事務分掌は、別表のとおりとする。

4 部長は、副本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（本部員会議）

第6条 災害等に関する情報（以下「災害情報」という。）を分析し、災害応急対策の基本方針その他の災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長が招集する。

3 本部員会議は、本部長、副本部長、部長及び班長をもって構成する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員会議に出席させることができる。

（配備体制）

第7条 災害時等の職員の配備区分及び配備体制は、本部長が別に定める。

2 部長は、前項の配備体制に応じて、本部長が別に定める配備人員の基準に従い参集人員を決定する。

3 部長は、毎年度当初に所属職員に対し分掌事務を周知徹底するとともに、配備人員の計画を本部長に報告する。配備人員を修正したときも同様とする。

（標識等）

第8条 災害対策本部を設置したときは、本部長が指定した場所に本部標札（様式第1号）を設置するものとする。

2 災害応急対策活動等に従事する職員は、腕章（様式第2号）を帯用し、使用する車両には災害対策本部の標識をつけなければならない。

（状況報告）

第9条 部長は、当該分掌事務に係る状況を災害状況報告書（様式第3号）により逐次本部長に報告しなければならない。

（情報の公表）

第10条 災害情報は、本部員会議の協議を経て公表するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（災害対策本部の廃止）

第11条 本部長は、市内の地域において災害が拡大するおそれなくなった場合であって、かつ、次に掲げる状況から判断して災害応急対策から災害復旧対策に移行できると認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による応急救助が完了したとき。

(2) 市が指定する避難施設が廃止されたとき。

(3) 仮設住宅の整備の完了等によって当面の日常生活の場が確保され、又は確保される見込みであるとき。

(4) 災害救援資金その他各種の公的資金制度による被災者支援が講じられ、又は講じられる見込みであるとき。

(5) 被害数値が概ね確定したとき。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の活動に必要な事項は、本部長が別に定め

る。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年10月30日訓令第13号）

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月28日訓令第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓練の施行の際、現に存する様式の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 （平成20年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年8月19日訓令第9号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 （平成21年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年10月19日訓令第19号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月26日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月24日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月31日訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

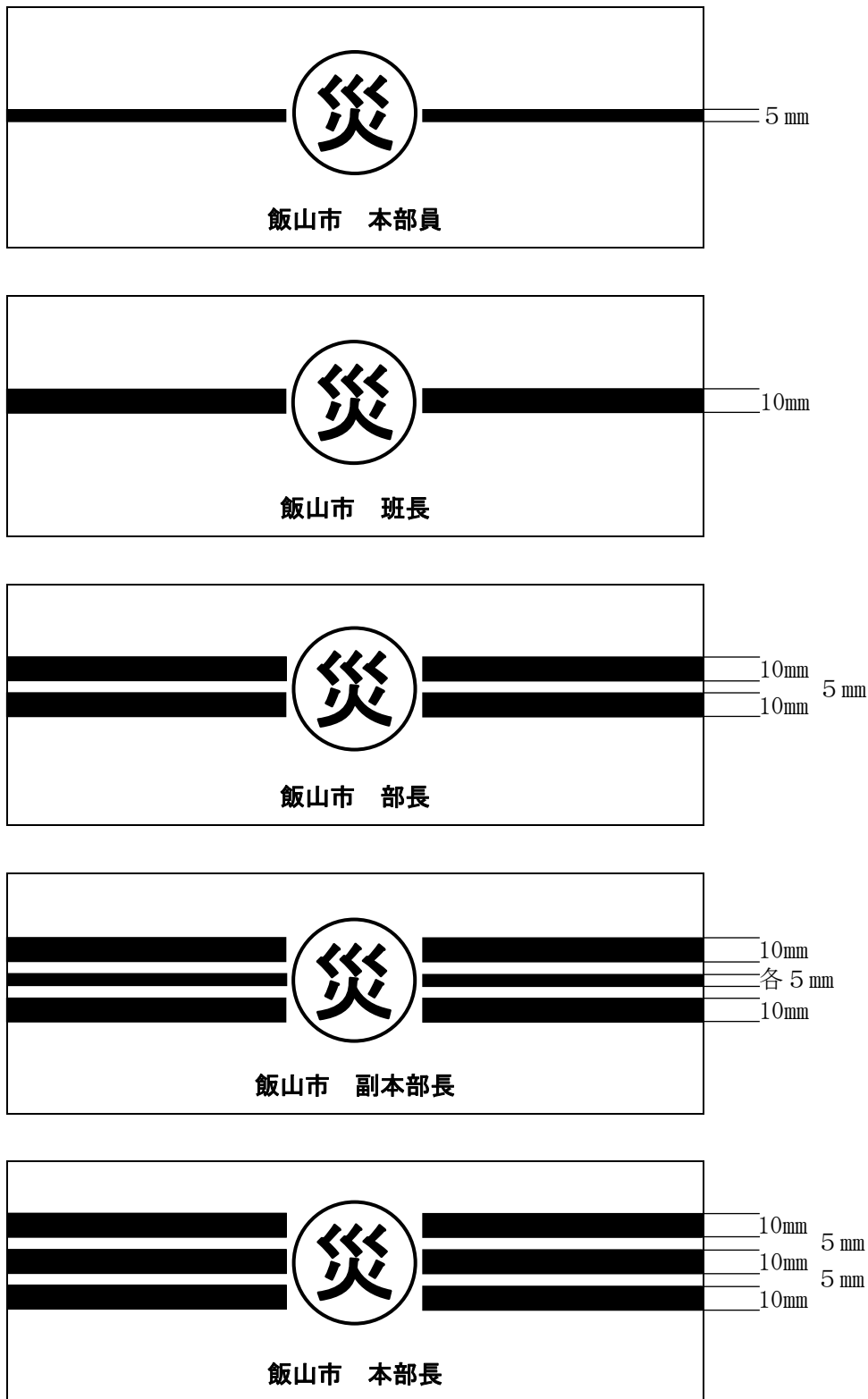
（別表 省略）

(様式第1号) (第8条関係)

飯
山
市
〇
〇
災
害
対
策
本
部

- (備考) 1 標札の大きさは、適宜とする。
2 「〇〇」は、災害名とする。

(様式第2号) (第8条関係)



- 備考 1 腕章の大きさは、長さ40cm、幅9cmとする。
- 2 色彩は、地色は白色、⑧の文字は黒色、横線は赤の反射ラインとする。
- 3 素材は、ビニル製で、マジックテープ及び安全ピン付とする。

(様式第3号) (第9条関係)

災 害 状 況 報 告 書

[各班⇒企画財政班：処理欄□→庶務班] [被害状況、対応状況などを報告するときに使用]

至 急 ・ 一 般	発信日時	年	月	日	午前・午後	時	分
-----------	------	---	---	---	-------	---	---

次のとおり、報告します。

報 告 者 の 記 入 欄	班 名					職・氏名			
	件 名								
	発 生 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分	頃	
	場 所	〔連絡先電話〕							
	発 生 状 況 被 害 状 況 対 応 状 況 な ど を 記 入								
	本 部 へ の 要 請								
	担当班以外からの報告のとき				担当班〔 〕に 連絡済 ・ 未連絡				
※ 本 部 記 入 欄	合 計 欄	本 部 長	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)	総務対策 部 長	担当対策 部 長	庶務班長	庶 務 班	
	本部の指示・意見など決定事項								
	〔記入者は記名〕								
指示・意見など決定事項の伝達				□済〔伝達方法 班に □口頭・□文書〕					

2-4 飯山市水防協議会条例 (昭和55年10月4日) 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定により、飯山市水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員である委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が、委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第6条 会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会の運営について必要があるときは、部会を置くことができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-5 飯山市災害救助条例（昭和52年9月28日） （条例第29号）

改正 昭和53年12月27日条例第29号

（目的）

第1条 この条例は、災害に際して、飯山市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の範囲）

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であつて、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した場合に、当該災害にかかり救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家の滅失した世帯が10以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある等市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号の住家の滅失した世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半焼、半壊等著しく損壊した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、住家の滅失した1世帯とみなすものとする。

（救助の種類等）

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住家の応急修理
- (7) 障害物（豪雪又は災害によつて住居若しくはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

2 前項第2号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第4条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第5条に規定する範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合には、救助の方法又は期間を変更することができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害救助に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-6 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年10月11日) 条例第31号

改正	昭和51年3月30日条例第10号	昭和52年3月30日条例第11号
	昭和53年10月12日条例第25号	昭和56年10月12日条例第26号
	昭和57年12月27日条例第29号	昭和62年9月29日条例第21号
	平成3年12月26日条例第37号	平成23年9月22日条例第19号
	平成31年3月28日条例第3号	令和2年3月25日条例第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に

対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 支給審査委員会

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、飯山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者の内から市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和51年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和52年3月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 （昭和53年10月12日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関するものから適用する。

附 則 （昭和56年10月12日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和57年12月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾

病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 （昭和62年9月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和62年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 （平成3年12月26日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条、第10条及び第13条の規定は、平成3年12月1日以後に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に発生した災害に係る災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 （平成23年9月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に発生した災害により死亡した市民に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 （平成31年3月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 （令和2年3月25日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-7 飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年10月11日) 規則第24号

改正 平成3年12月1日規則第20号 平成31年3月28日規則第4号
令和2年3月27日規則第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年飯山市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）した者（第3号において「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた市民に対し、負傷

し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする災害援護資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書（様式第4号）を、借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合には、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書の引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、災害援護資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証明する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第16号）により市長に届出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届出るものとする。

第5章 支給審査委員会

(飯山市災害弔慰金等支給審査委員会)

第18条 条例第16条第1項に規定する飯山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は委員5人以内で組織する。

2 委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）に規定する災害（以下「指定災害」という。）ごとに組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(組織)

第19条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第20条 委員の任期は、委嘱の日から指定災害に係る審査の完了の日までとする。

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は出席した議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において行う。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第24条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則 (令和2年3月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式 省略)

2-8 飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則 （昭和58年2月1日） 規則第2号

改正 平成7年3月20日規則第1号 平成11年3月25日規則第8号

平成26年3月26日規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、飯山市における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局（移動系）（以下「防災行政用無線局」という。）の管理運営に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の目的）

第2条 防災行政用無線局は、飯山市における防災、応急救助、災害復旧に関する業務並びに平常時における行政に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とする無線局とする。

（用語の定義）

第3条 この規則等における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「本部」とは、飯山市役所に設置する無線局をいう。
- (2) 「移動局」とは、主として行政区内を移動範囲とする陸上移動局をいう。
- (3) 「通話」とは、音声によつて行う通信をいう。

（通信管理者）

第4条 本部に通信管理者を置く。

2 通信管理者は、総務部危機管理防災課長とする。

（通信取扱責任者等）

第5条 本部に通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 通信取扱責任者には、防災事務担当課職員であつて、通信管理者が指名する者をもつて充て、通信取扱者には、無線従事者の資格を有する職員のうちから通信管理者が指名する者をもつて充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

（通信の原則）

第6条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信はできる限り簡潔でなければならない。

（秘密の保持）

第7条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

（運用時間）

第8条 無線局の運用時間は、常時とし、職員の配置はその執務時間内とする。ただし、通信管理

者が特に命ずる場合はこの限りでない。

(通信の統制)

第9条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、通信を統制することができる。

(待機命令)

第10条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要と認めた場合は、職員を待機させ通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(無線局の管理)

第11条 通信管理者は、常に全ての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できるよう管理しなければならない。

(非常災害時における通信体制)

第12条 別に定める地域防災計画書による。

(通信訓練)

第13条 別に定める訓練計画に基づき、年2回以上実施するものとする。

(無線設備の点検及び整備)

第14条 無線設備の定期点検は、年2回以上実施するものとし、点検の細目は、別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、通信の方法、運用等について必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2-9 飯山市防災行政無線局（移動系）の運用に関する規程

（昭和58年2月1日）
（訓令第1号）

改正 平成11年3月25日訓令第15号

（趣旨）

第1条 この規程は、飯山市防災行政無線局（移動系）運用管理規則第15条の規定に基づき、移動無線通話（以下「通話」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

（無線業務日誌等）

第2条 通信管理者は、無線検査簿等法令に定められた書類を備え付けなければならない。

2 通信取扱責任者は、無線業務日誌を記載しなければならない。

（携帯用無線機）

第3条 通信取扱者は、携帯用無線を無線室から持ち出す時は、無線機使用簿に、使用日、使用時間、使用地及び使用目的を記載しなければならない。

（通話）

第4条 通信取扱者は、簡潔明瞭に通話し、不要の電波を発射しないよう心掛けなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月25日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2-10 飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

(平成10年12月28日)
(条 例 第 27 号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、飯山市防災行政無線通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 通信施設は、災害発生等緊急時の連絡・通信を迅速かつ的確にするとともに情報伝達を円滑にし、防災、応急救助及び災害復旧に関する業務を行うため並びに平常時においては行政広報の伝達手段として住民福祉の向上に資するために設置する。

(名称及び位置)

第3条 通信施設の各設備の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
飯山市防災行政無線親局	飯山市大字飯山1110-1
飯山市まだらお高原中継局	飯山市大字飯山11492-70
飯山地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字飯山1436-1
秋津地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字静間2628-1
木島地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字木島1011
瑞穂地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字瑞穂4174
柳原地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字小佐原6832
富倉地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字富倉1769
外様地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字中曽根50-1
常盤地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字常盤1498
太田地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字常郷405-イ
岡山地区活性化センター屋外拡声子局	飯山市大字照岡497-6

(管理者)

第4条 通信施設及び附帯する設備の管理運営は、市長が行う。

2 市長は、常にすべての無線局の運用状況及び無線設備の状況等を把握し、常に無線局の機能が十分に発揮できるように管理しなければならない。

(業務の区域)

第5条 通信施設の業務を行う区域は、市全域とする。

(屋内戸別受信機の貸与)

第6条 市長は、通信施設の端末子局として屋内戸別受信機（以下「受信機」という。）を、市内の公共施設等に設置し、並びに市内に住所を有する世帯、市内に住所を有しないが住宅を有する者及び市内に事務所、事業所を有する企業等で設置を希望するもの（以下「設置希望者」という。）に貸与するものとする。

2 前項の規定による受信機を設置し、又は貸与する台数は、それぞれ1台とする。ただし、受信機の増設を希望するものが市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(受信機の保全)

第7条 前条の規定により受信機を設置された公共施設等の管理者及び受信機の貸与を受けたもの（以下「使用者」という。）は、設置及び貸与された受信機の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守し、常に正常な状態において維持しなければならない。

- (1) 定められた機器以外のものは使用しないこと。
- (2) この条例の使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 常に善良な管理のもとに使用すること。
- (4) 異状を発見したときは速やかに市長に届け出ること。

(損害の賠償)

第8条 使用者が、前条の規定に違反して受信機及び通信施設に損害を与えたときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

2 使用者が、受信機を損傷又は紛失した場合も、前項に準ずる。

(施設の保全)

第9条 市長は、定期又は随時に通信施設の点検を行い、常に良好な管理に努めるとともに、異状を発見した場合は、速やかにこれを補修するものとする。

2 通信施設の補修は、市長が指定する者以外の者がこれを行うことはできない。

(受信機の設置費)

第10条 設置希望者等は、当該受信機に係る設置費として、別表に定める額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された設置費は、還付しない。

(受信機の受信料、維持管理費等)

第11条 受信機の受信料は、無料とする。

2 受信機の電気料、移動費その他の維持管理費は、使用者の負担とする。

(届出義務)

第12条 使用者は、転居又は転出しようとする場合には事前に市長に届け出なければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2年3月27日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和4年6月24日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

（別表）（第10条関係）

区 分	設 置 費
市内に住所を有する世帯	無料
公共施設	無料
市長が必要と認めた施設等	無料
市内に事務所又は事業所を有する企業等	20,000円
市内に住所を有しないが住宅を有する者	20,000円
消防団協力事業所に認定された企業等	10,000円
上記の者が増設する場合（1台につき）	35,000円

2-11 飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則

(平成10年12月28日)
規則第20号

改正 平成11年3月25日規則第1号 平成14年4月16日規則第13号
平成14年11月29日規則第27号 平成26年3月26日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成10年飯山市条例第27号。以下「条例」という）第13条の規定に基づき飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信管理者)

第2条 飯山市役所に設置する無線局（以下「基地局」という。）に通信管理者をおく。

2 通信管理者には、総務部危機管理防災課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第3条 基地局に通信取扱責任者及び通信取扱者をおく。

2 通信取扱責任者には、総務部危機管理防災課担当職員であつて通信管理者が指名する者をもって充て、通信取扱者には無線従事者の資格を有する職員のうちから、通信管理者が指名するものをもって充てる。

3 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、通信取扱者を指揮する。

4 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮を受け、当該無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第4条 通信は、これを乱用してはならない。

2 通信は、できる限り簡潔でなければならない。

(秘密の保持)

第5条 無線局の業務に従事する者は、その職務上知り得た通信の秘密を漏らしてはならない。

(運用時間)

第6条 無線局の運用時間は常時とし、職員配置は、その執務時間内とする。ただし、通信管理者が特に命ずる場合は、この限りでない。

(通信の統制)

第7条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要であると認めたときは、通信を統制することができる。

(待機命令)

第8条 通信管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は必要であると認めたときは、職員を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらなければならない。

(受信機の貸与)

第9条 条例第6条に規定する受信機を設置する公共施設等及び受信機を貸与する設置希望者等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公共施設等 公共施設、地区公民館、コミュニティー消防センター、避難施設その他市長の認めた施設
- (2) 市内に住所を有する世帯 市の住民基本台帳に記載されている世帯又は市長の認めた世帯。
ただし、同一住所又は敷地内に2世帯以上が住所を有している場合は、次のとおり貸与する。
ア 1住宅に2世帯以上が同居している場合 1住宅につき1台
イ 2世帯以上がそれぞれ別々の住宅を持っている場合 1世帯（1住宅）につき1台
- (3) 市内に事務所、事業所を有する企業等 事務所、事業所及び商店とし、住宅と併用している場合は、第2号に準ずる。
- (4) 市内に住所を有しないが住宅を有する者 市の住民基本台帳に記載されていないが、市に居住し、又は住宅を持っている者

2 前項第1号及び第2号に規定する者等が屋内戸別受信機の設置を希望する場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受返還届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

3 第1項第3号及び第4号に規定する者等が屋内戸別受信機を設置しようとする場合並びに受信機を増設しようとする場合は、飯山市防災行政無線屋内戸別受信機借受承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を得るものとする。

（受信機返還の届出）

第10条 条例第12条に規定する届出は、届出書により行う。

（業務）

第11条 放送の業務は次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急時の伝達
- (2) 災害予防及び気象予報の伝達
- (3) 行政広報事項の伝達及び一般告知放送
- (4) 各地区別ページング放送
- (5) その他市長が必要と認める事項の伝達

（放送時間）

第12条 前条の業務の円滑な運営を期するため、放送時間等については次のとおりとする。

放送時間	放 送 種 別
6：45	行政広報事項の伝達及び一般告知放送
12：30	
18：45	

（緊急放送）

第13条 災害その他緊急放送は、番組の如何にかかわらず必要の都度放送する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年3月25日規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成14年4月16日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の飯山市防災行政無線通信施設の管理及び運営に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 （平成14年11月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成26年3月26日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（様式 省略）

2-12 飯山市冬のくらしを明るくする条例 （昭和55年10月4日） （条例第22号）

（目的）

第1条 この条例は、市と市民が互いに手をたずさえて、秩序ある道路の雪かたづけを行い、健康で文化的な明るい冬のくらしを築くことを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、総合的な除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する除雪計画の実施推進に当たっては、市民にその周知徹底を図り、市民の協力を確保するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任において処理するとする基本原則を守り、市民のくらしの確保に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、区長会その他の自治組織を通じ相互に協力し、自主的な除雪対策を実施するよう努めなければならない。

3 市民は、雪かたづけに当たって、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）道路における交通に支障のないよう適切な措置を講ずること。

（2）河川、用排水路等（以下「河川等」という。）の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

4 市民は、住宅、車庫、へいその他これらに類するものを建築しようとする場合は、除雪等の障害とならないよう雪に対して十分配慮しなければならない。

（勧告）

第4条 市長は、除雪道路（市、国又は県によつて除雪される道路をいう。）に雪が人為的に放置され、著しく道路交通に支障となるおそれがあると認めるとき又は河川等への排雪方法が適切でないため流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（補則）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 災害危険箇所

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地危険箇所（Ⅰ）

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		人 家 戸 数	保 全 対 象		
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)		公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21311001	藤沢	照岡	藤沢	150	無	40	30	9		国道150m	
21311002	中村	照岡	中村	150	無	45	60	6	小学校1、公民館1、市役所（出）	市道50m	
21311003	和水	照岡	和水	120	無	30	25	5	駅1	一般県道100m、J R 100m	
21311004	下境	一山	下境	180	無	45	25	6	公民館1	一般県道160m	
21311005	上境	一山	東経塚	180	無	45	12	5		一般県道180m	急H13. 4. 26
21311006	戸狩新田	照里	戸狩新田	150	無	30	17	7		主要地方道150m	急S 55. 2. 21
21311007	大塚	常盤	大塚	860	無	40	13	25	公民館1	主要地方道600m	急S 50. 2. 17 急S 51. 10. 14
21311008	大池	大池	大池	150	無	30	10	10	公民館1	市道150m	
21311009	神戸	瑞穂	神戸	80	無	30	20	8		市道80m	
21311010	福島	瑞穂	福島	200	無	30	40	5		市道200m	
21311011	山岸	山岸	山岸	200	無	30	25	10		市道200m	
21311012	其綿東	其綿	其綿	150	無	40	15	5		市道70m	
21311013	其綿	其綿	其綿	150	無	30	30	7		市道150m	
21311014	吉	吉	吉	150	無	35	50	6		市道60m	
21311015	顔戸	寿	顔戸	100	無	30	25	6	民宿2	一般県道100m	

1052

21311016	中曽根	中曽根	中曽根	300	無	30	50	9	公民館 1		
21311017	中条	緑	中条	250	無	30	25	5		市道100m	
21311018	須田峰	飯山	須田峰	200	無	50	13	12		市道150m、国道60m	急S 56. 3. 30
21311019	市ノ口 3号	飯山	市ノ口	200	無	40	12	12		市道120m	急H 6. 1. 20
21311020	市ノ口	飯山	市ノ口	200	無	33	20	60		市道200m	急S 53. 3. 27 急S 62. 9. 14
21311021	市ノ口 2号	飯山	市ノ口	170	無	45	8	11	公民館 1		急S 55. 2. 21
21311022	愛宕町	飯山	愛宕町	70	無	30	20	6		市道100m	
21311023	奈良沢	飯山	奈良沢	85	無	34	25	5		市道100m	
21311024	上倉	飯山	上倉	200	無	45	20	19		市道200m	急S 60. 4. 4 急H 23. 4. 4 急H 23. 7. 4
21311025	金山	静間	金山	100	無	30	20	16		市道100m	
21311026	安田	木島	安田	250	無	32	25	12		市道250m	
21311027	倉本	富倉	倉本	90	無	35	8	4	公民館 1	市道80m	
21311028	滝の脇	富倉	滝の脇	120	無	30	25	4	公民館 1	市道150m	
21311029	濁池	富倉	濁池	100	無	30	25	5		市道200m	
21311030	涌井	旭	涌井	100	無	36	35	5		林道50m、国道120m	
21311031	堰口	旭	堰口	200	無	40	30	5		市道200m	急S 45. 10. 12
21311032	大川	旭	大川	200	無	32	25	7		市道100m	
21311033	蓮	蓮	向平	350	有	45	10	13		市道150m、J R 350m	急H 10. 6. 4 急H 21. 9. 24
21311034	涌井 2	旭	涌井	40	無	40	7	2	公民館 1	市道60m、国道40m	
21311035	上倉 2	飯山	上倉	170	無	30	14	8			

(2) 人工斜面

[飯山防] 1052

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の が け 崩 れ 災 害	地形要因		保 全 対 象			
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	人 家 戸 数	公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21321001	曙町	飯山	曙町	100	無	30	15	13		市道100m	

2 急傾斜地危険箇所（Ⅱ）

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		人 家 戸 数	保 全 対 象		
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)		公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21312001	有尾	飯山	有尾	50	無	30	40	2			
21312002	硫黄	旭	硫黄口	30	無	50	6	2			
21312003	滝の脇西	富倉	滝の脇	150	無	40	30	4		市道150m	
21312004	滝中	富倉	滝中	170	無	35	40	3		市道100m	
21312005	堂平	飯山	堂平	50	無	32	15	2		市道50m	
21312006	倉本2	富倉	倉本	50	無	45	7	1			
21312007	倉本3	富倉	倉本	50	無	30	20	1			
21312008	今井	常郷	今井	90	無	35	20	2		(一) 箕作飯山線120m、J R 120m	
21312009	濁池2	富倉	濁池	190	無	50	30	3		国道292号190m	
21312010	藤ノ木	旭	藤ノ木	170	無	40	12	2		市道140m、河川（兔川）170m	
21312011	上倉3	飯山	上倉	180	無	35	18	4		市道185m	
21312012	上倉4	飯山	上倉	140	無	35	20	4		市道90m	
21312013	上倉5	飯山	上倉	180	無	35	20	4			
21312014	西山	飯山	西山	90	無	35	10	1			
21312015	其綿2	其綿	其綿	140	無	30	20	1		市道140m	
21312016	其綿東2	其綿	其綿	220	無	35	40	2			
21312017	上組	蓮	上組	200	無	40	55	1		J R 15m	

(2) 人工斜面

箇所番号	箇所名	位 置		延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	地形要因		保 全 対 象			
		大 字	小 字			傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	人 家 戸 数	公共的建物の種類及び数	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等	急傾斜地崩壊危険区域の指定
21322001	内野	瑞穂	内野	120	無	35	25	1		市道30m	

3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

(1) 自然斜面

箇所番号	箇所名	位 置		の 延 長 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等
		大 字	小 字					
21313001	三郷	豊田	三郷	95		30	8	市道95m
21313002	三郷 2	豊田	三郷	160		34	20	
21313003	今井 2	常郷	今井	220		32	30	市道240m
21313004	今井 3	常郷	今井	100		38	20	
21313005	今井 4	常郷	今井	190		38	20	(一) 箕作飯山線190m、J R 190m
21313006	大深	常郷	大深	120		35	20	
21313007	北原	瑞穂豊	北原	200		30	30	
21313008	笹沢	瑞穂豊	笹沢	170		50	15	(主) 飯山野沢温泉線110m、野沢除雪基地
21313009	笹沢 2	瑞穂豊	笹沢	275		30	30	市道270m
21313010	宮中	瑞穂	宮中	300		30	14	河川（千曲川）300m、市道300m
21313011	神戸 2	瑞穂	神戸	150		40	12	市道150m
21313012	中曽根 2	中曽根	中曽根	150		30	30	市道65m
21313013	中条 2	緑	中条	110		40	20	市道110m
21313014	大池	大池	大池	120		40	6	市道120m
21313015	大池 2	大池	大池	110		30	15	

21313016	上新田	旭	上新田	100		30	20	
21313017	関屋	富倉	関屋	130		30	30	
21313018	中谷	富倉	中谷	100		40	30	
21313019	涌井 2	旭	涌井	100		40	30	
21313020	涌井 3	旭	涌井	150		40	30	
21313021	大平	旭	大平	180		40	70	
21313022	山口	旭	山口	180		35	60	河川（皿川）250m
21313023	山口 2	旭	山口	140		30	70	河川（皿川）70m
21313024	北町	飯山	北町	240		44	12	
21313025	奈良沢 2	飯山	奈良沢	180		30	15	
21313026	静間	静間	静間	170		40	16	
21313027	安田	木島	安田	430		40	50	（一）中野飯山線430m、鉄道（私）430m
21313028	吉 2	吉	吉	140		30	50	市道130m
21313029	上組 2	蓮	上組	120		30	50	市道120m
21313030	新田	蓮	新田	100		40	14	

(2) 人工斜面

箇所番号	箇所名	位 置		の 延 長 の 準 ず る 斜 面 (m)	の 有 無 が け 崩 れ 災 害	傾 斜 度 (度)	高 さ (m)	公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等
		大 字	小 字					
21323001	伍位野	蓮	伍位野	150		30	10	市道120m

3-2 地すべり危険箇所等

1 地すべり危険箇所

(1) 北信地域振興局林務課所管

箇所番号	位置		危険地区面積 (ha)	人家 (戸)
	大字	小字		
林－飯山市1権現寺	静間	権現寺	37.16	0
林－飯山市2下芳尾	旭	下芳尾	17.14	70
林－飯山市3上ノ原	瑞穂豊	上ノ原	28.00	90
林－飯山市4雨池	豊田	雨池	20.00	60
林－飯山市5堰口（大抜間）	旭	大抜間	23.57	23
林－飯山市6村中	富倉	村中	51.14	50
林－飯山市7上新田	旭	上新田	20.00	15
林－飯山市8黒岩山	緑	黒岩山	120.00	0

(2) 北信建設事務所所管

箇所番号	河川名			位置	被害想定面積 (ha)	人家 戸数	地すべり防 止区域の指 定
	水系名	幹川名	溪流名				
建－621大平	千曲川		平谷沢	大字照岡大平	64.0	0	
建－622大どう	千曲川		大どう沢	大字照岡大どう	67.3	0	
建－623田茂木平	千曲川		田茂木平沢 (川倉谷)	大字一山田茂木平	45.0	0	
建－624温井	千曲川	黒井川		大字一山温井	69.0	30	
建－625崩	千曲川		崩沢	大字照岡崩	56.0	10	
建－626北条	千曲川	広井川		大字豊田北条	156.0	40	
建－627五荷	千曲川	広井川	柳沢	大字豊田五荷	61.0	25	
建－630和水	千曲川			大字照岡和水	105.0	22	
建－632柄山	千曲川		羽広沢	大字照岡柄山	28.0	17	
建－633馬場	千曲川			大字照岡馬場	95.5	25	
建－635藤沢	千曲川		安塚川	大字照岡藤沢	22.1	0	
建－636新海野	千曲川		海野沢	大字照岡新海野	185.0	0	
建－637西大滝	千曲川	野々海川		大字照岡西大滝	95.0	0	
建－667倉本	関川	長沢川	湯の入沢	大字富倉倉本	104.50	27	S 41. 7. 22
建－668舟の倉	関川	長沢川		大字富倉舟の倉	37.50	25	S 34. 4. 17
建－669松沢	関川	長沢川		大字富倉松沢	23.40	8	S 37. 10. 31
建－671一の瀬	関川	長沢川		大字富倉一の瀬	17.5	5	S 39. 6. 23
建－672滝の脇	関川	長沢川	滝の脇沢川	大字富倉滝の脇	106.10	25	S 44. 11. 14
建－673濁池	関川	長沢川		大字富倉濁池	126.40	16	S 41. 10. 18
建－674毛無	関川	長沢川	毛無沢	大字富倉毛無	79.0	0	
建－675大平	関川	長沢川	日影沢	大字旭大平	221.5	28	
建－676湧井	関川	長沢川		大字旭湧井	27.0	0	
建－677関屋	関川	長沢川	峠沢	大字旭関屋	68.3	0	
建－678北峠	関川	長沢川		大字緑北峠	22.8	0	

建－679ウドノ入	千曲川	広井川	北峠沢	大字緑ウドノ入	52.5	0	
建－680顔戸	千曲川	広井川		大字寿顔戸	136.0	6	
建－681笹川	千曲川		笹峠沢	大字旭笹川	65.0	30	
建－682大川	信濃川	皿川	しなた沢	大字旭大川	35.50	21	S 51. 4. 12
建－683硫黄	千曲川	皿川		大字旭硫黄	110.0	2	
建－684山口	信濃川	皿川	山口沢	大字旭山口	47.10	12	H 9. 2. 28
建－685宝蔵沢	千曲川		清川	大字静間宝蔵沢	91.3	0	
建－686牛ヶ首	千曲川		法主沢	大字飯山牛ヶ首	53.0	7	
建－687十三ヶ丘	千曲川			大字飯山十三ヶ丘	342.0	4	
建－688鐘鋳場	千曲川		立川	大字飯山鐘鋳場	42.0	65	
建－689大塚	千曲川			大字常盤大塚	51.5	7	
建－715田草2号	千曲川		田草川	大字静間田草2号	36.0	0	
建－716田草	千曲川		田草川	大字静間田草	62.0	0	
建－717南善寺	千曲川		宮沢川	大字蓮南善寺	63.5	2	

2 地すべり危険地（北信地域振興局農地整備課所管）

箇所番号	地すべり危険地（未指定地域）		備考
	地区名	面積（ha）	
農危－52小菅	小 菅	97.50	
農危－53笹沢	笹 沢	24.10	
農危－54中曽根南部	中曽根南部	29.60	
農危－55温井	温 井	22.50	
農危－56三郷	三 郷	45.90	
農危－57瑞穂	瑞 穂	48.60	
農危－58緑	緑	37.10	
	7箇所	305.30	

3 地すべり防止区域

（1）北信地域振興局林務課所管

箇所番号	面積 (ha)	法指定年月日	保 全 対 象	
			人家 (戸)	その他公共施設
林－飯山市6村中	51.14	S 35. 8. 23	11	神社仏閣2棟
林－飯山市1権現寺	37.16	S 39. 4. 24	24	神社1、その他2、道路
林－飯山市2下芳尾	17.14	S 44. 3. 31		林道500m
林－飯山市5堰口	48.25	S 49. 5. 10	38	道路13,850m

（2）北信建設事務所所管

箇所番号	河 川 名			位 置	被害想定面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	地すべり防止区域の指定
	水系名	幹川名	溪流名				
建－667倉本	関川	長沢川	湯の入沢	大字富倉倉本	104.50	27	S 41. 7. 22
建－668舟の倉	関川	長沢川		大字富倉舟の倉	37.50	25	S 34. 4. 17
建－669松沢	関川	長沢川		大字富倉松沢	23.40	8	S 37. 10. 31

建－671一の瀬	関川	長沢川		大字富倉一の瀬	17.5	5	S 39. 6. 23
建－672滝の脇	関川	長沢川	滝の脇沢川	大字富倉滝の脇	106.10	25	S 44. 11. 14
建－673濁池	関川	長沢川		大字富倉濁池	126.40	16	S 41. 10. 18
建－682大川	信濃川	皿川	しなた沢	大字旭大川	35.50	21	S 51. 4. 12
建－684山口	信濃川	皿川	山口沢	大字旭山口	47.10	12	

4 地すべり指定地（北信地域振興局農地整備課所管）

箇所番号	地すべり防止区域			備考
	当初指定	区域名	指定面積 (ha)	
農指－2上境	S 35. 9. 13	上境	153.40	
農指－10顔戸	S 36. 5. 1	顔戸	12.10	
農指－25間方	S 39. 3. 9	間方	238.16	
農指－27太田入	S 39. 3. 9	太田入	48.93	
農指－39分道	S 43. 2. 28	分道	97.30	
農指－45後谷	S 44. 3. 31	後谷	36.74	
農指－55顔戸（2）	S 46. 3. 26	顔戸（2）	72.85	
農指－58柳久保	S 46. 3. 26	柳久保	81.00	
農指－87顔戸第二	S 51. 3. 25	顔戸第二	38.99	
農指－96中条	S 56. 3. 18	中条	57.40	
農指－97堂平	S 56. 3. 18	堂平	23.20	
計		11区域	860.07	

(北信建設事務所)

3-3 土石流危険溪流

1 土石流危険溪流 I

溪 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 名 地	流 域 概 要						土 石 流 氾 濫 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無			
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km²)	発 生 流 域 面 積 (km²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象										耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m³)
											氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の									
21311001	千曲川	西大滝北沢	照岡	0.18	0.04	0.01	22.0	17	無	無	16	150	22,010	37(37)	11(11)	飯山線0.12km	0.85 (0.85)	無								
21311002	千曲川	西大滝沢	照岡	1.18	0.20	0.00	4.0	7	無	無	12	160	28,120	30(30)	9(9)		1.04 (1.04)	無								
21311003	千曲川	沢田	照岡	0.64	0.15	0.08	10.0	9	無	無	13	115	14,750	14(0)	4(0)	駅舎1、国道403号0.11km 飯山線0.11km	0.23 (0.20)	無								
21311004	千曲川	矢捨沢	照岡	0.55	0.09	0.08	20.0	11	無	無	7	165	32,872	24(24)	7(7)	駅舎1、その他1、国道403号0.16km 飯山線0.15km	1.21 (1.21)	無								

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km²)	発生 流域 面積 (km²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 常時 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m³)			
										氾濫 開始点 の勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域面積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要援 護設 置者	公 共 施 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
213110005	千曲川	柄山沢	照岡	0.52	0.11	0.00	12.0	10	無	無	11	121	17,280	14(14)	4(4)	飯山線0.11km	0.31 (0.31)	無						
213110006	千曲川	桑名川	照岡	1.81	4.29	1.05	3.0	7	有 1	無	6	330	82,300	64(64)	19(19)	官公署1、集会施設1、県道408号0.27km 飯山線0.26km	4.23 (4.23)	有 1	94,630		有	飯山市立岡山小学校	有2条指定	
213110007	出川	北出川	照岡	4.00	4.13	1.28	6.0	8	無	無	6	240	182,400	27(0)	8(0)	県道408号0.12km 飯山線0.09km	13.81 (2.79)	有 1	49,580		有	飯山市立岡山小学校	有2条指定	
213110008	千曲川	和水北沢	照岡	0.30	0.06	0.04	3.0	7	無	無	12	130	17,800	24(24)	7(7)	県道408号0.12km 飯山線0.09km	0.84 (0.84)	無						
213110009	出川	南出川	一山	3.38	6.29	1.67	2.0	8	有 1	無	7	250	163,000	27(27)	8(8)	県道408号0.12km 飯山線0.09km	12.34 (12.34)	有 1	93,800		有	飯山市立岡山小学校	有2条指定	

溪 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 名 地	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km²)	発 生 流 域 面 積 (km²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無 (m³)				
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
21311010	千曲川	羽広山西沢	一山	0.08	0.01	0.01	1.5	18	無	無	14	240	69,276	20(0)	6(0)		集会施設 1	4.44 (4.32)	無					
21311011	千曲川	羽広山西沢	一山	0.51	0.21	0.04	1.0	16	無	無	9	70	24,729	20(20)	6(6)		集会施設 1	0.12 (0.12)	無					
21311012	黒井川	黒川	一山	1.76	1.61	0.36	2.0	11	無	無	7	210	128,000	108(78)	32(23)	温井診療所（医療提供施設）	集会施設 1、県道95号0.8km	3.02 (3.02)	無					
21311013	黒井川	殿入川	一山	0.25	0.42	0.00	2.5	6	無	無	6	240	98,131	47(47)	14(14)		集会施設 1、県道95号/116号 0.24/0.15km	7.05 (7.05)	無					
21311014	千曲川	滝の沢	一山	0.22	0.05	0.03	4.0	10	無	無	12	114	11,920	20(20)	6(6)		県道408号0.03km 飯山線 0.09km	0.04 (0.04)	無					

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 地 面 積 (ha)	未 満 砂 量 (m ³)			
										氾濫 開始点 の勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要援 護設 置者	公 共 施 設 外 等 の								
21311015	黒井川	下村南沢	1.25	2.31	0.03	6.0	5	無	無	8	200	43,550	17(0)	5(0)		県道95号0.07km	1.45 (1.45)	無						
21311016	運上川	運上川	2.50	5.52	2.60	4.0	6	無	無	7	105	31,841	17(17)	5(5)		県道95号0.06km	0.89 (0.89)	有1	44,940	有 会堂	三郷公	有2 条指定		
21311017	足上川	温井沢	0.40	0.16	0.03	2.0	5	有	有	11	260	84,700	24(10)	7(3)			6.08 (6.08)	無		有 会堂	三郷公			
21311018	足上川	温井南沢	1.50	0.09	0.02	4.0	13	無	無	10	273	57,110	27(27)	8(8)			3.69 (3.69)	無		有 会堂	三郷公			
21311019	今井川	今井川	0.75	1.25	0.02	2.0	9	無	無	10	235	178,310	95(95)	28(28)		宿泊施設11、集会施設1、 県道95号1.17km	11.23 (11.23)	有2	28,500			有2 条指定		

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	川 幅 (m)	平均 溪床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)			
										氾濫 開始点 の勾配 (度)	氾濫 区域の 最大幅 (m)	氾濫 区域 面積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害 連時 要援 護設 置者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
21311020	今井川	蕨野沢	豊田	0.53	0.32	0.09	2.0	8	無	無	12	285	122,600	37(37)	11(11)	宿泊施設11、集会施設1、 その他1	6.17 (6.17)	無					有2条指定	
21311021	蟹沢川	瀬の木沢	豊田	2.31	2.04	0.53	3.0	10	無	無	9	230	52,455	44(20)	13(6)	宿泊施設15、集会施設1、 その他1	0.75 (0.50)	無						
21311022	日光川	五荷川	豊田	1.73	1.81	0.68	2.0	6	有1	無	10	250	58,800	47(47)	14(14)	宿泊施設9、集会施設1、 その他1	1.11 (1.11)	無						
21311023	広井川	北条の沢	豊田	0.82	0.45	0.03	2.0	9	無	無	12	279	119,950	54(54)	16(16)	宿 泊 施 設 3 、 県 道 409 号 0.22km	6.68 (6.68)	無						
21311024	広井川	五束川	豊田	0.83	0.52	0.12	1.0	5	無	無	9	165	105,340	14(14)	4(4)	その他1、県道409号0.15km	5.15 (5.15)	無						

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防施設有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害連要施援護 設者	公共施設等の 左記施設外等の	耕地面積 (ha)							
21311025	広井川	柳沢川	豊田	1.95	2.22	0.45	1.0	10	無	無	13	335	115,300	112(112)	33(33)		集会施設1、県道409号 0.27km	0.67 (0.67)	無					
21311026	広井川	横吹沢	豊田	1.08	0.34	0.13	3.5	16	無	無	9	280	92,310	61(0)	18(0)		宿泊施設1、集会施設1、 県道409号0.28km	2.26 (0.79)	無					
21311027	広井川	北谷	豊田	0.95	0.46	0.25	3.0	15	有 1	無	11	280	84,770	61(0)	18(0)		宿泊施設1、集会施設1、 県道409号0.28km	1.68 (1.68)	無					
21311028	広井川	ミロフジ川	豊田	0.16	0.04	0.04	18.0	20	無	無	19	250	66,548	41(7)	12(2)		集会施設1、県道409号 0.24km	3.25 (2.22)	無					
21311029	広井川	ミロフジ川	豊田	0.22	0.12	0.08	3.0	13	無	無	11	300	86,346	44(44)	13(13)		集会施設1、県道409号 0.18km	1.40 (1.40)	無					

溪 河 溪 所	番 名 名 地	流 川 流 在	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い 湧 水 (箇所)	土 石 流 氾 濫 区 域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m ³)			
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
21311030	広井川	小境沢	豊田	0.62	0.43	0.07	7.0	13	無	無	7	158	37,660	30(30)	9(9)	集会施設1、県道409号 0.19km	0.01 (0.01)	無					有2条指定	
21311031	千曲川	柏尾沢	瑞穂豊	1.00	0.42	0.42	4.5	6	無	無	9	159	39,692	27(27)	8(8)		2.01 (2.01)	無			有北瑞保 育園			
21311032	千曲川	笹沢	瑞穂	0.31	1.55	0.21	4.0	16	無	無	5	95	13,826	27(27)	8(8)	官公署1	0.26 (0.26)	無						
21311033	千曲川	門久沢	瑞穂	0.89	0.39	0.30	1.0	19	無	有1	13	370	148,770	115(115)	34(34)	宿泊施設1、神社1、寺1、 その他1	2.15 (2.15)	無						
21311034	千曲川	門久沢	瑞穂	1.80	1.00	0.71	1.0	5	無	無	11	545	158,310	155(155)	46(46)	みずほ保育園（児童福祉施 設） 官公署2、集会施設1、県道 38号0.48km	5.48 (5.48)	無						

溪河溪所	流川流在	番名名地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km²)	発生流域面積 (km²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防施設 有無 (m³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害連要施援護 設者	公共施設 以外 等の	耕地面積 (ha)							
21311035	千曲川	無名沢	瑞穂	0.21	0.08	0.04	4.0	12	無	無	11	80	8,055	17(0)	5(0)			0.26 (0.21)	無					
21311036	樽川	鳥沢	瑞穂	1.95	2.00	0.74	14.0	13	無	無	7	335	403,900	338(338)	100(100)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署1、集会施設2	21.30 (21.30)	無					
21311037	千曲川	福島西沢	瑞穂	1.65	1.68	0.59	2.0	4	無	無	10	330	373,000	338(0)	100(0)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署1、集会施設2	20.10 (2.86)	無					
21311038	千曲川	神戸西沢	瑞穂	0.63	0.36	0.02	12.0	16	無	無	9	190	87,617	54(27)	16(8)			3.07 (2.51)	無					
21311039	千曲川	福島南沢	瑞穂	0.22	0.32	0.23	1.0	8	無	無	10	330	283,740	216(0)	64(0)	南瑞保育園（児童福祉施設）	官公署1、集会施設1	19.85 (18.96)	無					

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂防施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害連時要援護 設置者	公共施設 以外 等の	耕地面積 (ha)							
21311040	千曲川	福島南沢	瑞穂	0.24	0.12	0.09	30.0	7	無	無	9	270	196,790	105(44)	31(13)	南瑞保育園（児童福祉施設）	寺 1	23.18 (22.08)	無					
21311041	千曲川	神戸沢	瑞穂	0.20	0.12	0.03	16.0	11	無	無	15	121	26,480	44(44)	13(13)			0.56 (0.56)	無					
21311042	千曲川	無名沢	瑞穂	0.18	0.06	0.04	2.0	17	無	無	13	225	52,608	10(10)	3(3)		集会施設 1	2.45 (2.45)	無					
21311043	千曲川	無名沢	瑞穂	0.20	0.13	0.12	2.0	13	無	無	14	210	45,782	125(108)	37(32)		官公署 1、集会施設 1	0.85 (0.85)	無					
21311044	千曲川	無名沢	瑞穂	0.13	0.09	0.09	40.0	15	無	無	20	370	106,360	139(57)	41(17)		寺 1	3.27 (3.27)	無					

溪河溪所	流川流在	番名名地	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 比較規模の大きい (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象				砂防施設 有無 (m ³)						
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害連時要援護 設置者	公共施設 以外 等の		耕地面積 (ha)					
21311045	広井川	顔戸川	寿	1.25	0.67	0.00	24.0	19	無	無	14	239	78,861	71(71)	21(21)		宿泊施設 5、県道409号0.23km	4.20 (4.20)	無				
21311046	広井川	黒岩川	寿	0.40	0.64	0.59	3.0	18	有3	無	10	400	103,410	105(105)	31(31)		官公署 1、宿泊施設11、集会施設 1、県道411号/409号 0.37/0.40km	2.53 (2.53)	無				
21311047	広井川	黒岩川	寿	0.46	0.36	0.29	0.0	16	無	無	12	308	92,691	98(98)	29(29)		官公署 1、宿泊施設10、集会施設 1、県道411号/409号 0.37/0.30km	1.82 (1.82)	無				
21311048	広井川	中曽根沢	飯山	0.24	0.26	0.16	11.0	13	無	無	8	175	39,280	44(3)	13(1)		宿泊施設 2、集会施設 1	1.35 (0.15)	無				
21311049	広井川	中曽根西沢	飯山	0.22	0.08	0.00	12.0	11	無	無	11	175	21,080	41(41)	12(12)		宿泊施設 2、集会施設 1	1.20 (1.20)	無				

河川番号	河川名	溪 流 名	所 在 地	流 域 概 要					土 石 流 危 険 区 域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無		
				溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い 湧 水 (箇所)	土 石 流 氾 濫 区 域			保 全 対 象										砂 防 施 設 有 無 (ha)	未 満 砂 量 (m ³)
											氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 時 要 援 護 設 置 者	公 共 施 設 等 の								
21311050	広井川	中条北沢	緑	1.00	0.25	0.01	15.0	15	無	無	11	159	19,320	24(7)	7(2)			0.41 (0.41)	無					有2条指定	
21311051	広井川	滝沢川	緑	1.85	1.68	0.18	1.0	8	無	無	8	390	122,100	142(142)	42(42)		県道409号0.31km	4.29 (4.29)	有2	0	有平成7年7月11日			有2条指定	
21311052	広井川	中条川	緑	0.98	0.80	0.03	1.0	7	無	無	9	200	55,160	30(30)	9(9)			1.12 (1.12)	無						
21311053	松田川	松倉沢	富倉	0.33	0.31	0.08	10.0	18	無	無	17	196	43,713	34(34)	10(10)		国道292号0.19km	0.98 (0.98)	無					有2条指定	
21311054	松田川	中谷沢	富倉	0.25	0.11	0.03	3.0	17	無	無	11	102	10,800	3(3)	1(1)		その他1、国道292号0.1km	0.72 (0.72)	無			有飯山市立富倉コミュニティーセンター		有2条指定	

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			河川 延長 (km)	流域 面積 (km²)	発生 流域 面積 (km²)	川 幅 (m)	平均 河床 勾配 (度)	崩壊 履歴 (箇所)	比較 的規模 の大きい 湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m³)			
										氾濫開始 点の勾配 (度)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災害連 時要援 護設 置者	公 共 施 設 以 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
21311055	松田川	無名沢	富倉	2.38	2.86	0.31	2.0	7	無	無	5	80	14,543	3(3)	1(1)	集会施設2、国道292号0.07km	0.19 (0.19)	無					有2条指定	
21311056	松田川	滝の入沢	富倉	1.63	0.47	0.00	1.5	14	無	無	15	67	40,244	34(20)	10(6)	国道292号0.03km	3.16 (3.16)	有12	0				有2条指定	
21311057	松田川	濁池沢	富倉	0.85	0.10	0.00	1.5	7	無	無	13	215	40,500	30(30)	9(9)	集会施設1、国道292号0.22km	2.25 (2.25)	無					有2条指定	
21311058	広舟川	上新田沢	旭	1.25	0.89	0.13	3.0	12	無	無	9	145	80,510	85(85)	25(25)		1.09 (1.09)	無			有飯山市 立泉台小学校			
21311059	広舟川	上新田南沢	旭	0.55	0.19	0.08	10.0	13	無	無	8	150	60,130	68(68)	20(20)	集会施設1	0.72 (0.72)	無						

渓 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 名 地	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無
			渓 流 長 (km)	流 域 面 積 (km²)	発 生 流 域 面 積 (km²)	川 幅 (m)	平 均 渓 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象							砂 防 施 設 有 無 (m³)				
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)							
213110600	皿川	藤の木沢	旭	0.93	1.37	0.15	2.0	13	無	無	10	210	35,900	27(27)	8(8)		その他 1	2.76 (2.76)	無					
213110611	皿川	藤の木西沢	旭	1.65	0.71	0.09	9.0	9	無	無	10	150	30,150	30(30)	9(9)			1.35 (1.35)	無					
213110622	皿川	日影沢	旭	0.80	0.50	0.07	3.0	14	有 2	無	5	120	23,688	34(34)	10(10)		県道503号0.23km	0.04 (0.04)	無				有 2 条 指 定	
213110633	千曲川	神明沢	飯山	0.11	0.11	0.00	4.0	10	無	無	5	55	6,830	41(41)	12(12)		集会施設 1、寺 1	0.00 (0.00)	無			有 飯山市 民会館		
213110644	千曲川	山の湯沢	飯山	1.20	0.57	0.20	2.5	7	無	無	7	200	40,750	88(88)	26(26)		宿泊施設 1	1.05 (1.05)	無					

溪 河 溪 所	番 名	流 川 名	在 地	流 域 概 要					土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無	
				溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km²)	発 生 流 域 面 積 (km²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象										
											氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)	砂 防 施 設 有 無	未 満 砂 量 (m³)				
21311065	千曲川	金山沢	飯山	0.20	0.06	0.00	4.0	10	無	無	9	125	10,006	74(74)	22(22)			0.21 (0.21)	無			有	飯山市 立第一中学校	
21311066	千曲川	無名沢	飯山	0.09	0.01	0.01	10.0	15	無	無	13	115	15,557	51(0)	15(0)		県道97号/西まわり線 0.04/0.11km	0.28 (0.08)	無					
21311067	千曲川	無名沢	飯山	0.11	0.04	0.03	4.0	16	無	無	15	135	16,817	61(44)	18(13)		県道97号/西まわり線 0.03/0.13km	0.39 (0.39)	無					
21311068	清川	ヌカ川	飯山	0.73	0.43	0.15	10.0	6	無	無	5	300	51,036	105(105)	31(31)		県道97号/西まわり線 0.18/0.29km	1.61 (1.61)	有 2	39,230		有	飯山市 立第一中学校	有 2 条 指 定
21311069	清川	堂平東沢	飯山	0.24	0.04	0.00	12.0	9	無	無	6	75	13,831	3(3)	1(1)		集会施設 1	0.25 (0.25)	無					

河川番号	河川名	河川所在地名	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象				耕地面積 (ha)	砂防施設有無 (m ³)			
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害連時要援護設置者	公共施設等 の					
21311070	清川	無名沢	飯山	0.44	0.47	0.23	2.0	9	無	無	7	31	11,726	7(3)	2(1)	集会施設1	0.62 (0.58)	無			
21311071	清川	堂平沢	飯山	1.00	0.78	0.15	2.0	8	無	無	6	30	8,710	3(3)	1(1)	集会施設1	0.42 (0.42)	無			
21311072	千曲川	無名沢	其綿	0.55	0.07	-	8.0	10	無	無	8	155	26,110	27(27)	8(8)		1.49 (1.49)	無			
21311073	樽川	山岸東沢	其綿	0.08	0.02	0.01	40.0	14	無	無	20	70	7,070	17(17)	5(5)		0.03 (0.03)	無			
21311074	樽川	山岸沢	其綿	0.21	0.27	0.03	40.0	8	無	無	9	71	15,968	20(20)	6(6)		0.45 (0.45)	無			

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 比較規模の大きい (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連要 施設援護 設者	公共施設 以外 等	耕地面積 (ha)							
21311075	樽川	吉沢	其綿	0.28	0.09	0.09	25.0	11	無	無	12	105	16,301	30(30)	9(9)			0.55 (0.55)	無					
21311076	樽川	其綿沢	其綿	0.18	0.04	0.03	16.0	17	無	無	12	135	22,000	44(44)	13(13)			0.31 (0.31)	無					
21311077	樽川	其綿沢	其綿	0.24	0.06	0.04	10.0	12	無	無	11	185	23,405	34(34)	10(10)		集会施設 1、寺 1	0.55 (0.55)	無					
21311078	樽川	タカフジ沢	其綿	0.22	0.07	0.05	8.0	13	無	無	13	120	52,540	68(0)	20(0)		集会施設 1、寺 1	0.75 (0.15)	無					
21311079	樽川	タカフジ沢	其綿	1.05	0.71	0.11	12.0	6	無	無	10	120	55,700	68(51)	20(15)		集会施設 1、寺 1	0.77 (0.75)	無					

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保全対象							砂防施設 有無 (m ³)				
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害連時要援護 設置者	公共施設 以外 等	耕地面積 (ha)							
21311080	樽川	南吉沢	0.16	0.06	0.03	18.0	14	無	無	12	114	15,724	37(37)	11(11)		集会施設1	0.43 (0.43)	無						
21311081	樽川	ニシクボ沢	0.15	0.09	0.08	17.0	18	無	無	18	80	14,034	24(24)	7(7)			0.47 (0.47)	無						
21311082	千曲川	無名沢	0.16	0.06	0.03	15.0	15	無	無	17	220	26,180	135(135)	40(40)		西まわり線0.09km	0.36 (0.36)	無						
21311083	清川	堂平北沢	0.09	0.01	0.01	9.0	18	無	無	6	93	14,550	17(17)	5(5)			0.63 (0.63)	無		有	飯山市 立第一中学校			
21311084	清川	北畑沢	0.15	0.06	0.04	6.0	15	無	無	10	120	16,862	24(24)	7(7)		西まわり線0.11km	0.60 (0.60)	無		有	長野県 立飯山南高等学校			

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域							砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 比較規模の大きい (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				耕地 防 面 積 (ha)	砂防施設 有無 (m ³)					
										氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害連時要援護 設置者	公共施設 以外 等の							
21311085	千曲川	無名沢	静間	0.23	0.03	0.02	10.0	12	無	無	11	210	44,356	0(0)	0(0)		教育施設 1	1.40 (1.40)	無				
21311086	千曲川	田草川	静間	1.31	1.54	0.22	1.0	4	無	無	5	280	110,420	41(41)	12(12)			2.78 (2.78)	無		有	飯山市 立秋津小学校	
21311087	千曲川	田草川	静間	1.31	1.54	0.22	1.0	4	無	無	5	280	110,420	41(41)	12(12)	秋津保育園（児童福祉施設）	県道96号0.25km	2.78 (2.78)	無		有	飯山市 立秋津小学校	
21311088	千曲川	無名沢	静間	0.80	0.18	0.13	5.0	10	無	無	17	255	79,627	132(132)	39(39)		集会施設 1、国道117号0.25km 県道96号0.09km	0.91 (0.91)	無				
21311089	千曲川	宮沢川	蓮	2.49	1.62	0.33	1.0	7	有 1	無	6	240	98,500	57(57)	17(17)		国道117号0.06km 県道96号0.06km 飯山線0.07km	1.70 (1.70)	無				

溪 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 名 地	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域							砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無		
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 比較 的 規 模 の 大 き い (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域			保 全 対 象				砂 防 施 設 有 無 (m ³)	未 満 砂 量 (m ³)					
										氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の						耕 地 面 積 (ha)	
21311090	千曲川	水頭	蓮	0.26	0.06	0.02	10.0	13	無	無	6	140	30,230	34(34)	10(10)			1.48 (1.48)	無				
21311091	千曲川	深沢北沢	蓮	0.38	0.16	0.07	3.0	11	無	無	9	70	26,830	17(17)	5(5)		県道96号0.1km	0.80 (0.80)	無				
21311092	千曲川	深沢西沢	蓮	0.26	0.08	0.03	5.0	14	無	無	11	460	116,290	64(64)	19(19)		集会施設 1、国道117号 0.28km 県道96号0.24km	1.42 (1.42)	無				
21311093	千曲川	境沢	蓮	0.52	0.21	0.07	8.0	9	無	無	10	420	157,340	47(47)	14(14)		国道117号0.42km	6.02 (6.02)	無				

2 土石流危険渓流Ⅱ

(飯山建設事務所)

溪 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 地	流 域 概 要						土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無		
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	比 較 的 規 模 の 大 き い 湧 水 (箇所)	地 形 分 類	土石流氾濫区域					保 全 対 象								砂 防 施 設 有 無 (m ³)	
											氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 終 息 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 延 長 (m)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 災 害 連 時 要 施 援 護 設 者	公 左 共 記 施 以 設 外 等 の	耕 地 面 積 (ha)					
21312001	千曲川	和水西沢	照岡	0.10	0.03	0.01	36.0	20	無	無	扇状地形	20	2	293	100	12,850	14(14)	4(4)	飯山線0.06km	0.27 (0.27)	無				
21312002	千曲川	西の沢	照岡	0.40	0.39	0.15	4.0	11	無	無	扇状地形	17	0	143	140	10,135	14(0)	4(0)	県道408号0.09km 飯山線0.06km	0.41 (0.41)	無				
21312003	出川	羽広山北沢	一山	0.11	0.48	0.25	3.0	8	無	無	谷底平野	9	3	400	70	16,800	10(10)	3(3)		0.94 (0.94)	無				
21312004	千曲川	無名沢	一山	0.32	0.20	0.15	1.5	12	無	無	扇状地形	7	0	330	140	23,803	3(0)	1(0)	県道408号0.11km 飯山線0.07km	0.79 (0.1)	無				
21312005	千曲川	無名沢	一山	0.57	0.28	0.15	1.0	8	無	無	扇状地形	8	0	360	240	37,188	10(10)	3(3)	県道408号0.23km 飯山線0.19km	0.30 (0.30)	無				

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	比較規模の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					耕地 面積 (ha)	砂防施設 有無				未 満 砂 量 (m ³)	
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害 連時 要援 護設 置者	公共 施設 以外 の							
213120006	黒井川	土橋沢	常郷	0.97	0.36	0.06	2.0	8	無	無	扇状地形	7	2	245	125	15,300	14(14)	4(4)		県道95号0.09km	0.94 (0.94)	無				
213120007	黒井川	土橋北沢	常郷	0.11	0.02	0.01	1.0	10	無	無	扇状地形	6	2	355	70	15,103	10(0)	3(0)		県道95号0.08km	0.88 (0.04)	無				
213120008	黒井川	土橋北沢	常郷	0.56	0.16	0.08	2.0	5	無	無	扇状地形	10	2	330	70	11,513	10(10)	3(3)		県道95号0.1km	0.83 (0.83)	無				
213120009	黒井川	土橋北沢	常郷	0.51	0.04	0.02	1.0	5	無	無	扇状地形	10	2	280	65	14,949	10(0)	3(0)		県道95号0.07km	0.85 (0.09)	無				
213120010	千曲川	無名沢	常郷	0.12	0.03	0.02	5.0	18	無	無	扇状地形	18	0	120	110	6,828	10(10)	3(3)		県道408号0.09km 飯山線0.05km	0.02 (0.02)	無				

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	比較的規模の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					砂防施設 有無 (m ³)					
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連時要援護施設者	公共施設等の 記施外等の		耕地面積 (ha)				
213120111	千曲川	無名沢	常郷	0.18	0.03	0.02	7.0	14	無	無	扇状地形	19	0	130	115	7,036	10(10)	3(3)		県道408号0.09km 飯山線0.05km	0.03 (0.03)	無			
213120112	千曲川	内野沢	瑞穂	0.50	0.15	0.02	12.0	12	有1	無	扇状地形	12	2	190	108	7,410	14(14)	4(4)			0.19 (0.19)	無			
213120133	松田川	間方沢	富倉	2.18	3.52	1.26	3.0	6	有4	無	谷底平野	5	0	165	70	6,773	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.00 (0.00)	無		有飯山市 立富倉コミュニ ティーセンター	有2条指定
213120144	松田川	無名沢	富倉	0.21	0.11	0.01	3.3	16	無	無	谷底平野	12	2	135	91	7,327	7(7)	2(2)		国道292号0.09km	0.22 (0.22)	無			有2条指定
213120155	松田川	滝の脇沢	富倉	2.03	1.40	0.43	2.0	7	無	無	谷底平野	6	0	696	48	24,665	14(14)	4(4)		国道292号0.03km	1.84 (1.84)	有3	2,930		有2条指定

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	比較規模の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象					砂防施設 有無 (m ³)						
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害連時要援護 設置者	公共施設等の 記施外等の		耕地面積 (ha)					
21312016	松田川	無名沢	富倉	1.20	1.14	0.34	2.0	11	無	無	扇状地形	12	2	125	140	7,383	14(14)	4(4)		国道292号0.14km	0.25 (0.25)	有1	0			有2条指定
21312017	松田川	濁池西沢	富倉	0.11	0.03	0.03	3.0	17	無	無	扇状地形	6	0	333	82	13,026	7(7)	2(2)		国道292号0.08km	0.66 (0.66)	無				有2条指定
21312018	松田川	濁池南沢	富倉	0.62	0.18	0.01	6.5	9	無	無	谷底平野	10	0	95	60	2,649	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.07 (0.07)	無				有2条指定
21312019	松田川	無名沢	旭	0.24	0.33	0.07	2.0	12	無	無	谷底平野	7	3	140	73	6,350	3(3)	1(1)		国道292号0.06km	0.30 (0.30)	無				
21312020	松田川	湧井北沢	旭	0.08	0.01	0.00	3.0	14	無	無	谷底平野	10	0	115	81	5,151	7(7)	2(2)		国道292号0.12km	0.02 (0.02)	無				

河川番号	河川名	所在地名	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 比較規模の大きい (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象					砂防施設 有無 (m ³)					
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家戸数 (戸)	災害時要援護者	公共施設等の		耕地面積 (ha)				
21312021	松田川	湧井東沢	旭	0.38	0.15	0.04	3.0	5	無	無	谷底平野	10	3	197	64	6,310	7(7)	2(2)		国道292号0.08km	0.35 (0.35)	無			
21312022	松田川	池尻川	旭	0.42	0.19	0.15	2.0	8	無	無	谷底平野	9	2	300	100	9,307	10(0)	3(0)		国道292号0.08km	0.14 (0.09)	無			
21312023	松田川	池尻川	旭	0.83	0.65	0.32	1.5	5	無	無	谷底平野	7	2	275	100	8,708	10(10)	3(3)		国道292号0.08km	0.09 (0.09)	無			
21312024	松田川	湧井南沢	旭	0.22	0.07	0.02	3.0	7	無	無	谷底平野	5	3	115	75	3,776	3(3)	1(1)		国道292号0.08km	0.53 (0.53)	無			
21312025	松田川	湧井西沢	旭	0.25	0.08	0.04	12.0	10	無	無	谷底平野	8	3	240	45	6,324	3(0)	1(0)		国道292号0.29km	0.34 (0.34)	無			

河川番号	河川名	所在地名	所在	流域概要						土石流危険区域											砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
				溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発流流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保全対象						耕地面積 (ha)				砂防施設 有無	未 満 砂 量 (m ³)
											地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害時要援護者 数	公共施設等の 数							
21312026	皿川	大川東沢	旭	0.13	0.02	0.00	2.0	20	無	無	扇状地形	25	1	170	70	9,400	7(7)	2(2)			0.25 (0.25)	無					
21312027	皿川	皿川	旭	1.65	2.08	0.35	1.0	9	無	無	谷底平野	13	1	320	40	16,665	7(7)	2(2)	県道503号0.06km		0.76 (0.76)	無			有	飯山市 立大川保育園	
21312028	皿川	藤の木南沢	飯山	0.39	0.10	0.00	15.0	7	無	無	扇状地形	5	2	243	125	15,432	3(3)	1(1)			0.76 (0.76)	無					
21312029	清川	無名沢	飯山	0.92	0.70	0.56	2.0	12	無	無	谷底平野	13	3	865	65	21,207	7(7)	2(2)			0.48 (0.48)	無					
21312030	樽川	山岸西沢	其綿	0.08	0.01	0.00	4.0	21	無	無	扇状地形	11	2	101	82	4,480	3(3)	1(1)			0.19 (0.19)	無					

溪 河 溪 所	流 川 流 在	番 名 名 地	流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										砂防 施設		土 石 流 災 害 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無	
			溪 流 長 (km)	流 域 面 積 (km ²)	発 生 流 域 面 積 (km ²)	川 幅 (m)	平 均 溪 床 勾 配 (度)	崩 壊 履 歴 (箇所)	常 時 湧 水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					砂 防 施 設 有 無 (m ³)	耕 地 面 積 (ha)				
										地 形 分 類	氾 濫 開 始 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 終 息 点 の 勾 配 (度)	氾 濫 区 域 の 延 長 (m)	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 (m)	氾 濫 区 域 面 積 (m ²)	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	関 連 時 要 援 護 設 者	公 共 施 設 外 等 の						
2 1 3 1 2 0 3 1	清 川	無 名 沢	静 間	0.61	0.24	0.23	10.0	11	無	無	扇 状 地 形	16	0	210	135	7,021	3(0)	1(0)			0.46 (0.42)	無			有 2 条 指 定

(飯山建設事務所)

3 土石流危険渓流Ⅲ

溪河溪所	流川流在	番名名地	流域概要						土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無				
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	比較的規模の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域						保全対象				砂防施設 有無				未 満 砂 量 (m ³)			
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	家 戸 数 (戸)	災害 連 時 要 援 護 設 者	公共施設 以外 の						耕地 面積 (ha)		
21313001	野々海川	無名沢	照岡	1.69	0.45	0.45			無	無																	
21313002	寒川	無名沢	照岡	3.67	7.02	1.03			無	無																	
21313003	寒川	無名沢	照岡	4.13	5.41	0.90			無	無																	
21313004	出川	無名沢	照岡	0.24	0.15	0.15			無	無																	
21313005	千曲川	無名沢	一山	0.55	0.20	0.20			無	無																	

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
			溪流長 (km)	流域面積 (km²)	発生流域面積 (km²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	崩壊履歴 (箇所)	比較的規模の大きい 常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					砂防施設 有無 (m³)						
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害時 要 援 護 設 者	公共施設 以外 の 等		耕地面積 (ha)					
213130006	千曲川	無名沢	常郷	0.39	0.11	0.11			無	無																
213130007	千曲川	無名沢	常郷	0.37	0.07	0.07			無	無																
213130008	皿川	無名沢	旭	0.61	0.21	0.15			無	無																
213130009	皿川	無名沢	旭	0.30	0.06	0.05			無	無																
213130010	皿川	無名沢	旭	1.05	0.50	0.18			無	無																

河川番号	河川名	河川所在地	流域概要							土石流危険区域										砂防施設		土 石 流 災 害 有 無	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無			
			溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (度)	比較規模の大きい 崩壊履歴 (箇所)	常時湧水 (箇所)	土石流氾濫区域					保 全 対 象					耕地面積 (ha)	砂防施設 有無 (m ³)						
										地形分類	氾濫開始点の勾配 (度)	氾濫終息点の勾配 (度)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	人口 (人)	人家数 (戸)	災害時要援護者 関連施設設置者	公共施設等の 左記以外								
213130111	皿川	無名沢	旭	0.69	0.40	0.24			無	無																	
213130112	皿川	無名沢	旭	0.41	0.07	0.07			無	無																	
213130113	松田川	無名沢	旭	0.58	0.13	0.03			無	無																	
213130114	皿川	無名沢	旭	0.87	0.50	0.10			無	無																	
213130115	清川	無名沢	静岡	0.70	0.48	0.30			無	無																	

3-4 雪崩危険箇所

1 県林務部所管分

箇所 番号	位 置		斜 度	危 険 度 等			人 家 (戸)
	大字	小 字		発生危険度	保全対象 重 要 度	危険地区の 危 険 度	
1	寿	黒岩（顔戸）	40～44°	a	H	A	45
2	富倉	下倉中	40～44°	a	H	A	23
3	一山	狐山（羽広山）	45～49°	a	L	B	—
4	吉	東久保	40～44°	c	H	B	30
5	飯山	堂平	40～44°	b	H	A	5
6	富倉	片沢（中谷）	45～49°	a	H	A	—
8	豊田	焼峯（小境）	40～44°	b	H	A	34
9	照岡	柄山坂	40～44°	a	L	B	—
10	飯山	横手上（分道）	40～44°	c	M	C	—
11	照岡	名立	40～44°	b	H	A	27

2 県建設部所管分

危険箇所 等の種類	箇所 番号	危険箇所名	大字小字等 地 名	最急傾斜度 (θ 2)	雪崩危険斜面 延 長 (縦断方向)	雪崩危険斜面 延 長 (横断方向)
I	494	小境	緑・中曾根	39	175	250
	496	下境	一山・下境	21	275	75
	497	和水	照岡・和水	22	225	675
	498	中村	照岡・中村	38	150	1700
	499	藤沢	照岡・藤沢	39	25	275
	525	倉本1	富倉・倉本	40	375	1250
	527	中谷	富倉・中谷	64	275	500
	528	滝ノ脇	富倉・滝の間	39	750	300
	531	堰口	旭・堰口	39	75	250
	532	大川	旭・大川	31	100	525
	533	大川西	旭・大川	31	125	175
	535	分道	飯山・分道	31	275	250
	537	顔戸	寿・顔戸	39	900	1250
	538	中曾根	緑・中曾根	28	100	300
	539	中条	緑・中条	31	350	250
	540	市ノ口	飯山・市ノ口	31	50	175
	543	大塚	常盤・大塚	39	75	750

I	546	福島	瑞穂・福島	39	300	750
	549	其綿	其綿・山岸	39	250	375
	550	吉	吉・吉	28	250	875
	1257	西大滝	照岡・西大滝	31	250	500
	1258	中谷上	富倉・中谷	39	150	150
	1259	中谷下	富倉・中谷	22	175	125
	1260	大川上	旭・大川	22	50	50
	1261	大川下	旭・大川	39	75	125
	1262	分道下	飯山・分道	39	50	75
	1263	堂平	飯山・堂平	39	150	125
	1264	中曽根上	緑・中曽根	31	150	250
	1265	上水沢	常盤・上水沢	22	50	300
	1266	山口	旭・山口	39	150	225
	1267	市ノ口東	飯山・市ノ口	39	125	575
	1268	桑名川駅	照岡・馬場	39	400	950
	1269	有尾	飯山・有尾	22	150	225
	1270	神明町	飯山・神明町	39	50	100
	1271	愛宕町	飯山・愛宕町	28	75	300
	1272	奈良沢	飯山・奈良沢	27	100	200
	1273	新田	蓮・新田	28	250	275
	1274	深沢	蓮・深沢	31	175	250
	1275	中組	蓮・中組	22	125	875
	1276	笹沢東	瑞穂・笹沢	33	125	500
	1277	笹沢下	瑞穂・笹沢	39	50	75
	1278	小菅	瑞穂・小菅	31	1250	875
	1279	下田	照岡・下田	28	75	125
	1280	関沢	瑞穂・関沢	31	200	325
	1281	神戸東	瑞穂・神戸	31	975	625
	1282	神戸西	瑞穂・神戸	39	25	50
	1283	安田上	木島・安田	31	50	200
	1284	新屋	照岡・新屋	22	125	300
	1285	下境下	一山・下境	39	75	75
	1286	三郷	豊田・三郷	39	325	250
	1287	川面	常郷・川面	30	175	850
	1288	五束	豊田・五束	22	325	250
	1289	北原	瑞穂豊・北原	22	75	75
II	208	藤沢西	照岡・藤沢	31	100	125
	209	濁池	富倉・濁池	39	50	100

Ⅱ	210	涌井東	旭・涌井	35	100	300
	211	堰口上	旭・堰口	22	125	200
	212	大川中	旭・大川	39	100	100
	213	島	緑・島	39	200	350
	214	法寺	緑・法寺	31	75	250
	215	南条	旭・南条	39	25	100
	216	大池	飯山・大池	22	150	200
	217	市ノ口西	飯山・市ノ口	22	125	125
	218	上倉	飯山・上倉	39	75	125
	219	下境上	一山・下境	30	125	100
	220	荒船	静間・荒船	28	150	200
	221	田草	静間・田草	31	225	450
	222	南善寺上	蓮・上南善寺	39	300	200
	223	南善寺下	蓮・上南善寺	39	300	175
	224	境沢	蓮・境沢	28	200	175
	225	笹沢上	瑞穂・笹沢	22	125	200
	226	富岡	瑞穂・富岡	22	250	625
	227	安田下	木島・安田	39	150	250
	228	上境東	一山・上境	34	200	175
	229	上境西	一山・上境	25	287.5	125
	230	柳沢	豊田・柳沢	22	25	50
	231	戸狩新田上	照里・戸狩新田	39	25	125
	232	戸狩新田	照里・戸狩新田	22	25	50
	233	戸狩新田下	照里・戸狩新田	31	75	50
	234	中谷中	富倉・中谷	37	175	150
	235	大久保	一山・大久保	31	100	150
	236	涌井	旭・涌井	22	75	125

3-5 崩壊土砂流出危険地区

番号	位 置		危険地区面積 (ha)	溪流延長 (m)	人 家 (戸)	道 路	備 考
	大字	小 字					
1	蓮	日影	0.6	400	5	市道	
2	蓮	大林	1.05	700	5	市道	
3	静間	命無尽	0.75	500	91	市道	
4	静間	扇平	1.05	700	91	市道	
5	静間	トビガ沢	1.5	1,000	91	市道	
6	静間	亥ノ沢	1.5	1,000	91	市道	
7	静間	坪根	1.05	700	5	市道	
8	静間	沓津	1.05	700	5	市道	
9	静間	沓津	0.45	500	5	市道	
10	静間	宝蔵	0.75	500	5	林道	
11	静間	城	0.45	300	7	市道	
12	飯山	深沢	1.44	1,200	17	県道	
13	飯山	楯	0.18	200	17	県道	
14	旭	不動	0.72	800	10	県道	
15	旭	深山口	0.72	800	30	市道	
16	旭	堰口	0.72	800	10	国道	
17	旭	川上	0.72	800	14	国道	
18	旭	宮の前	1.35	900	19	市道	
19	緑	判官平	0.36	400	17	県道	
20	緑	大谷地	4.2	2,000	52	県道	
21	旭	北沢	0.45	500	7	国道	
22	富倉	向山	0.6	400	7	国道	
23	豊田	古城	1.92	800	60	県道	
24	豊田	岩下	2.73	1,300	23	県道	
25	豊田	城山	1.8	1,200	25	県道	
26	豊田	引入沢	2.1	1,400	14	県道	
27	豊田	雨池	2.88	1,600	35	県道	
28	常郷	婆ヶ嶽	0.9	600	5	県道	
29	一山	殿	1.5	1,000	8	県道	
30	一山	岩下	2.1	1,400	21	県道	
31	一山	鳴沢頭	0.2	400	0	国道	
32	一山	崩	1.2	500	0	市道	
33	照岡	上のら	1.08	600	0	国道	
34	照岡	上ノ山	0.27	300	31	国道	

35	照岡	上上	0.27	300	0	国道	
36	旭	硫黄口	0.9	600	10	国道	
37	旭	堰口	1.2	800	25	国道	
38	豊田	押出	0.72	800	50	県道	
39	豊田	城山	0.24	400	70	市道	
40	旭	笹原田	1.8	300	0	国道	
41	旭	南俣	13.2	1,100	14	国道	
K 1	照岡	照岡山164－166林班	11.88	2,400	0	林道	西沢
K 2	照岡	照岡山163, 164林班	15.84	3,300	0	林道	東沢
42	常盤	上水沢	0.02	130	60	県道	

3-6 山腹崩壊危険地区

番号	位置		危険地区 面積 (ha)	人家戸数 (戸)	公共施設		被災危険 危険度	山腹崩壊 危険度	保安林の 指定
	大字	小字			道路以外の 施設	道路			
1	照岡	水上	2			市道	c 2	b 1	○
2	照岡	中沢	1			市道	c 2	b 1	○
3	照岡	ノマタ	3	11		市道	a 2	b 1	
4	照岡	峰	8	1	1	国道	a 2	b 1	○
5	照岡	山越	9	10	2	国道	a 2	b 1	
6	照岡	原	1	13	1	国道	a 2	c 1	
7	一山	川面	5	1	1	国道	a 2	a 1	○
8	常郷	横川	2			市道	c 2	b 1	
9	常郷	川面西	6	10	1	国道	a 2	a 1	
10	寿	雪くぼ	1	11		市道	a 2	c 1	○
11	緑	判官平	3	5		市道	b 2	b 1	○
12	緑	ウドノ入	1			市道	c 2	c 1	
13	富倉	中野	3	5		国道	b 2	b 1	○
14	富倉	倉本	4	12		市道	a 2	a 1	○
15	旭	ソブ	3	5		市道	b 2	b 1	
16	旭	大沢	3	3		国道	c 2	a 1	
17	旭	エスミ	1	7		国道	b 2	a 1	
18	旭	宮ノ前	2	3		市道	c 2	b 1	○
19	旭	家浦	2	6		国道	b 2	b 1	
20	旭	川上	1	5		国道	b 2	c 1	
21	旭	大平峠	3	1		市道	c 2	b 1	
22	旭	硫黄口	1	4		国道	c 2	c 1	
23	旭	大平	2	3	1	国道	c 2	b 1	○
24	旭	長冷田	2	3	1	市道	c 2	b 1	
25	旭	北沢	2		1	国道	c 2	c 1	
26	旭	番人	2		1	国道	c 2	a 1	○
27	旭	小沢	1	3		市道	c 2	a 1	
28	旭	向陽生	1	10		市道	a 2	b 1	
29	旭	大川	4	15		市道	a 2	b 1	○
30	飯山	市ノ口	2	5		市道	b 2	c 1	
31	飯山	牛ヶ首	1	5		県道	b 2	c 1	○
32	飯山	不動	1	14		市道	a 2	a 1	○
33	飯山	松ノ木	1	18		市道	a 2	b 1	○
34	飯山	ヌカリ沢	1	10		市道	a 2	c 1	

35	飯山	弁浦	1	1	1	市道	a 2	c 1	
36	飯山	蓮田	1	1	1	市道	c 2	c 1	
37	飯山	堂平	3	7		市道	b 2	a 1	
38	静間	宝蔵	2			林道	c 2	c 1	○
39	静間	小多根	3			市道	c 2	b 1	
40	静間	屋敷	3	6		市道	b 2	b 1	
41	木島	横吹	3		1	県道	a 2	a 1	○
42	蓮	荒舟	4	10		市道	a 2	a 1	
43	蓮	南善寺	2	5		市道	b 2	c 1	
44	蓮	柳久保	1	5		市道	b 2	c 1	
45	蓮	北原	2	8	1	国道	a 2	c 1	
46	蓮	向平	2	7	1	国道	a 2	c 1	○
47	瑞穂	一杯清水	3	15		市道	a 2	a 1	
48	瑞穂	横畑	3	20		市道	a 2	b 1	
49	瑞穂	ハス池	3	15		市道	a 2	b 1	○
50	富倉	片沢	7			農道	c 2	b 1	
51	旭	南俣	6	14		林道	a 2	a 1	
52	旭	南俣	2	14		林道	a 2	a 1	
53	蓮	大林	1			ため池	c 2	c 1	
54	静間	宝蔵	1	4		高校	c 2	b 1	○
55	瑞穂	柏尾	1			市道	c 2	b 1	○
56	西大滝	西大滝	1			0	c 2	a 1	○

3-7 土砂崩壊危険箇所

番号	地区名	所在地		管理団体名	受益		工種	被害数量	危険度
		大字	字		戸数 (戸)	面積 (ha)			
1	根越	山岸	峯	木島用排水 委員会	183	166.0	用水路	市道3,000m 人家18戸 農地6,500a	C
2	大川	旭	上湯所	下水内中部 土地改良区	388	155.0	用水路	県道50m 人家32戸 農地50a 水路100m	B
3	長峰隧道	飯山	黄金石	下水内中部 土地改良区	692	328.0	トンネル	市道200m J R 150m 人家2戸 農地50a	B
4	涌井隧道	旭	坂下	下水内中部 土地改良区	388	155.0	トンネル	市道300m 人家2戸 農地100a	A
5	中谷	富倉	村中	中谷区	3	0.3	用水路	国道200m 人家3戸	A
6	柏尾南堰	瑞穂豊	前平	柏尾区	49	13.3	用水路	県道1,200m 人家7戸	A
7	柏尾南堰	瑞穂豊	湯道	柏尾区			用水路	野沢温泉村終 末処理場	A
8	柏尾北堰	瑞穂豊	峰原	柏尾区	145	60.0	用水路	市道2,200m 人家50戸 農地1,500a	A
9	小平	常郷	小平	今井区	25	5.8	用水路	県道150m J R 150m 人家2戸 農地300a	A
10	平	常郷	高野	三郷区	7	4.0	排水路	県道100m 人家2戸 農地400a	B
11	茶屋池幹 線	一山	川倉	下水内中部 土地改良区	667	344.0	用水路	県道100m 農地400a 農道200m	A
12	和水	照岡	せきの	桑名川区	20	6.3	用水路	県道200m J R 200m 人家12戸	A
13	下堰	一山	通草沢	上境区	20	6.5	用水路	県道300m 農地100a 水路400m	A

14	藤沢	照岡	久保	藤 沢 区	4	2.0	用水路	県道180m J R 180m 人家7戸 農地200 a	A
15	北横堰	常盤	牡丹山	上 水 沢 区	14	2.5	用水路	市道140m 人家17戸 農地500 a	A
16	小菅	瑞穂	堂道平	小 菅 区	53	20.0	用水路	市道2,000m 人家31戸 保育園 変電所	B
17	四ヶ郷	蓮	向平	蓮用水組合	108	42.0	用水路	国道 500m J R 500m	B
18	前堰	旭	清水久保	下水内中部 土地改良区	160	86.5	用水路	国道350m 市道1,400m 人家28戸 農地600 a	B
19	いっぴ清水	常盤	長峯	上 水 沢 区	31	7.0	用水路	市道800m 人家12戸 農地100 a	A
20	中条	緑	ウドノ入	中 条 区	34	4.0	用水路	県道200m 市道2,200m 人家25戸 農地500 a	A

3-8 重要水防区域

(令和3年度)

河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
千曲川	国	一級	左	A	363	1	常郷(湯滝橋上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A,B	567	1	常郷(柏尾橋下流)	5.0	越水・溢水 水衝洗掘	積土のう 木 流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A	10	1	常郷(柏尾橋下流)	5.0	越水・溢水 水衝洗掘	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	416	1	柏尾(柏尾橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	1	柏尾橋(長野県)	5.0	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	60	1	柏尾橋	5.0	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	要、 B	331	1	戸狩(広井川樋門)	5.0	越水・溢水 破堤跡	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	415	1	柏尾(柏尾橋上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	100	1	柏尾(柏尾橋上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、 B	10	1	戸狩(広井川樋門)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	203	1	戸狩(広井川樋門 上流)	5.0	越水・溢水 漏水 破堤 跡	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	17	1	戸狩(広井川樋門)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	A,B	10	1	戸狩(広井川樋門 上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B、 要	280	1	柏尾(柏尾橋上流)	5.0	越水・溢水 破堤跡	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	155	1	戸狩(広井川樋門 上流)	5.0	越水・溢水 漏水高	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	49	1	戸狩(広井川樋門 上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	96	1	柏尾(柏尾橋上流)	5.0	越水・溢水	積土のう

千曲川	国	一級	左	B	200	1	戸狩(広井川樋門上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	163	1	柏尾(常盤橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	83	1	柏尾(常盤橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	462	1	戸狩(常盤大橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	14	1	戸狩(常盤大橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	340	1	大倉崎(大関橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	214	1	大倉崎(大関橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	A	橋梁	1	大関橋(長野県)	5.0	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	229	1	大関橋	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A	30	1	大関橋	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A、 B	70	1	常盤(大関橋上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	510	1	常盤(御立野排水 機場)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	164	1	戸那子(樽川合流 点下流側)	5.0	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	0	1	樽川合流点	5.0	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	42	1	常盤(御立野排水 機場)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	A、 B	453	1	戸那子(樽川合流 点上流側)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	87	1	常盤(御立野排水 機場上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	要、 B	273	1	常盤(御立野排水 機場上流)	5.0	越水・溢水 破堤跡	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	120	1	常盤(御立野排水 機場上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	431	1	常盤(道の駅下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	73	1	常盤(道の駅)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	A、 B	58	1	戸那子(樽川合流 点上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	370	1	常盤(道の駅上流)	5.0	越水・溢水	積土のう

千曲川	国	一級	左	B	78	1	常盤(道の駅上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	A、B	319	1	天神堂(木島ヘリポート下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	220	1	常盤(道の駅上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	A、B	284	1	天神堂(木島ヘリポート下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	278	1	常盤(道の駅上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	244	1	天神堂(木島ヘリポート下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	499	1	飯山(黄金石入口下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	496	1	天神堂(木島ヘリポート下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	493	1	飯山(黄金石入口)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A,B	47	1	飯山(黄金石入口)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	180	1	坂井(木島ヘリポート下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	170	1	坂井(木島ヘリポート)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	49	1	飯山(黄金石入口)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	138	1	坂井(木島ヘリポート)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	160	1	坂井(木島ヘリポート)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	587	1	飯山(皿川樋門下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	245	1	野坂田(木島雨水排水)	5.0	漏水 越水・溢水 裏法崩れ	月の輪 積土のう 崩壊対策
千曲川	国	一級	左	B	125	1	飯山(皿川樋門下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	135	1	飯山(皿川樋門)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	243	1	飯山(皿川樋門上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	449	1	野坂田(中央橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート張り 釜段

千曲川	国	一級	右	B	50	1	野坂田(中央橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水 裏法 崩れ	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段 崩壊対 策
千曲川	国	一級	左	B	100	1	飯山(皿川樋門上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	A,B	100	1	木島(中央橋上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	110	1	飯山(栄川樋門)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	275	1	飯山(中央橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	A、 B	292	1	中央橋	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	79	1	中央橋	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	1	新中央橋(長野県)	5.0	工作物	
千曲川	国	一級	右	B	220	1	上新田(中央橋上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	472	1	飯山(飯山樋管上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	右	B	356	1	上新田揚水上流	5.0	越水・溢水 水衝洗掘	積土のう 木 流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	B	130	1	飯山(飯山樋管上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の 輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	194	1	飯山(城南排水暗渠)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	428	1	安田(綱切橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	右	B	320	1	安田(綱切橋下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	486	1	綱切橋	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	70	1	綱切橋	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左右	B	橋梁	1	綱切橋(長野県)	5.0	工作物	
千曲川	国	一級	左	B	59	1	綱切橋	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	438	1	静間(北畑南信号)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	112	1	静間(北畑南信号上流)	5.0	越水・溢水	積土のう

千曲川	国	一級	左	B	73	1	静間(清川合流点上流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A	332	1	静間(静間簡易郵便局裏)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A	503	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	越水・溢水	積土のう
千曲川	国	一級	左	A,B	215	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	越水・溢水 水衝洗堀	積土のう 木 流し 蛇竈
千曲川	国	一級	左	B	312	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	水衝洗堀	木流し 蛇竈
千曲川	国	一級	左	B	20	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	漏水 水衝 洗堀	月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇竈
千曲川	国	一級	左	B	115	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	75	1	静間(宮沢川合流点下流)	5.0	漏水	月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	90	1	五位野(宮沢川樋門下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月 の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	257	1	五位野(宮沢川樋門上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月 の輪 シート張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	314	1	五位野(宮沢川樋門上流)	5.0	越水・溢水 新堤	積土のう
千曲川	国	一級	左	B	511	1	蓮(宮沢川樋門上流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	402	1	蓮(小牧橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	448	1	蓮(小牧橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	167	1	蓮(小牧橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	43	1	蓮(小牧橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	56	1	蓮(小牧橋下流)	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	B	184	1	古牧橋	5.0	越水・溢水 漏水	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段
千曲川	国	一級	左	A、 B	25	1	古牧橋	5.0	越水・溢水 漏水 水衝 洗堀	積土のう 月の輪 シート 張り 釜段 木 流し 蛇竈

千曲川	国	一級	左	A、B	10	1	古牧橋	5.0	越水・溢水 水衝洗堀	積土のう 木流し 蛇籠
千曲川	国	一級	左	A	55	1	古牧橋	5.0	越水・溢水	積土のう
国 計					21,405					
千曲川	県	一級	左	A	400	1	下境	3.0	無堤部 浸水	木流し 蛇籠布せ
千曲川	県	一級	左	A	2,500	1	桑名川	3.0	無堤部 浸水	積土のう
出川	県	一級	左	B	100	1	和水(集落上)	2.5	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
桑名川	県	一級	右	A	50	1	中村(集落上)	2.5	護岸等の 決壊	木流し 蛇籠布せ
日光川	県	一級	左	A	400	1	五輪橋上～県道 まで	2.5	河積不足 越水(内水 氾濫)	積土のう
			右	A	400	1				
日光川	県	一級	左	B	200	1	県道上	2.5	護岸等の 決壊	木流し
			右	B	200	1				
今井川	県	一級	右	A	260	1	大深 (JR 飯山線下流)	2.5	河積不足 越水(内水 氾濫)	積土のう
今井川	県	一級	左	A	380	1	主要地方道上流	3.0	堤高不足 越水 護岸老朽	積土のう 木流し
			右	A	380	1				
皿川	県	一級	右	B	45	1	JR 飯山線線路付 近	2.5	破堤跡 堤 防高 裏法 崩れ	積土のう 崩 壊対策
皿川	県	一級	左	B	50	1	皿川橋付近	2.5	堤防高 越 水(内水氾 濫)	積土のう
寒川	県	一級	左	B	50	1	エコパーク寒川	2.0	天然河岸 の決壊	木流し
			右	B	50	1				
県 計					5,465	15				
計					26,870	118				

3-9 水防上重要な水門、ダム

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者又は操作担当者の連絡方法(電話)
千曲川	一級	宮沢川樋門	飯山市大字蓮	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	静間樋管	飯山市大字静間	飯山市(道)	飯山市消防団第1分団長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	飯山城南樋管	飯山市大字飯山字上町	飯山市(ま)	飯山市まちづくり課	〃	0269-67-0738
千曲川	一級	飯山樋管	飯山市大字飯山	国土交通省	飯山市まちづくり課	操作要領による	0269-67-0738
千曲川	一級	栄川樋管	飯山市大字飯山	国土交通省	飯山市まちづくり課	操作要領による	0269-67-0738
千曲川	一級	皿川樋門	飯山市大字飯山	国土交通省	中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	有尾樋管	飯山市大字飯山	飯山市(農)	飯山市消防団第1分団長	操作規程による	0269-67-0729
千曲川	一級	坂井樋管	飯山市大字坂井	飯山市(農)	坂井区長	〃	0269-67-0729
千曲川	一級	木島第1排水機場	飯山市大字木島	飯山市(農)	運転管理委員会委員長	〃	0269-67-0729
千曲川	一級	中島排水樋管	飯山市大字常盤字中島	飯山市(農)	小沼区長	〃	0269-67-0729
千曲川	一級	御立野排水機場	飯山市大字常盤	国土交通省	飯山市(道)御立野排水管理委員会	操作要領による	0269-67-0737
千曲川	一級	大倉崎樋管	飯山市字常盤	飯山市(道)	飯山市消防団第7分団長	操作規程による	0269-67-0737
千曲川	一級	常盤排水樋管	飯山市大字照里字戸塚	飯山市(農)	(株)フクザワコーポレーション	〃	0269-67-0729
千曲川	一級	木島雨水排水樋管	飯山市大字飯山	飯山市(上)	飯山市上下水道課	〃	0269-67-0739
千曲川	一級	広井川樋門	飯山市大字照里字八丁島	国土交通省	飯山市(道)戸狩区長	操作要領による	0269-67-0737
千曲川	一級	今井川樋管	飯山市大字常郷	国土交通省	中野出張所	〃	0269-22-2729
千曲川	一級	下柏尾樋管	飯山市大字瑞穂字南原	国土交通省	中野出張所	〃	0269-22-2729
千曲川	一級	日光川樋管	飯山市大字戸狩	国土交通省	中野出張所	〃	0269-22-2729
千曲川	一級	西大滝ダム	飯山市照岡字川端	東京電力リニューアブルパワー(株)	信濃川事業所土木保守グループ	西大滝ダム管理規程による	090-5339-4952
千曲川	一般	城山雨水排水ポンプ場	飯山市大字飯山	飯山市(ま)	飯山市(ま)	操作要領による	0269-67-0738
千曲川	一般	長峰揚水機場・揚水樋門	飯山市大字飯山	下水内中部土地改良区	長峰水系用水委員長	操作要領・施設管理規定による	0269-62-1052

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者又は操作担当者の連絡方法(電話)
千曲川	一般	常盤揚水機場	飯山市大字常盤	下水内中部土地改良区	常盤水系用水委員長	施設管理規定による	0269-62-0229
樽川	一級	大樋樋門	木島平村上木島	長野県	飯山市(農)木島用排水委員長	樽川水位上昇時 操作規程作中慣行による操作	0269-67-0729
樽川	一級	蛭川樋門	木島平村上木島	長野県	飯山市(道)木島用排水委員長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	天神堂樋門	飯山市大字天神堂	長野県	飯山市(道)天神堂区長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	宮脇樋門	飯山市大字天神堂	長野県	飯山市(道)天神堂区長	操作要領による	0269-67-0737
樽川	一級	彦四郎樋門	飯山市大字戸那子	長野県	飯山市(道)戸那子区長	樽川水位上昇時 操作規程作中慣行による操作	0269-67-0737
樽川	一級	小見樋門	木島平村小見橋下流右岸	長野県	小見区長	樽川水位上昇時 操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	中村樋門	木島平村樽川橋下流右岸	長野県	中村区長 栄町区長	樽川水位上昇時 操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	谷地樋門	木島平村谷地新橋上流右岸	新橋地区	新橋地区 耕作組合長	樽川水位上昇時 操作規程作中慣行による操作	0269-82-3111
樽川	一級	戸那子機場	木島平村中村	木島平村役場産業課	運転管理委員会委員長	操作の基準による	0269-82-3111
樽川	一級	木島第2排水機場	木島平村大字穂高	飯山市	運転管理委員会委員長	操作の基準による	0269-67-0729
桑名川	一級	桑名川1号	飯山市大字照岡字川原	長野県	飯山市(道)桑名川区長	操作規程による	0269-62--67-0737
桑名川	一級	桑名川2号	飯山市大字照岡字藤沢	長野県	飯山市(道)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
桑名川	一級	桑名川3号	飯山市大字照岡字原	長野県	飯山市(道)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
桑名川	一級	桑名川4号	飯山市大字照岡字川原	長野県	飯山市(道)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
桑名川	一級	桑名川5号	飯山市大字照岡字川原	長野県	飯山市(道)桑名川区長	操作規程による	0269-67-0737
下境	一級	下境1号	飯山市大字一山	長野県	飯山市(道)下境区長	操作規程による	0269-67-0737
下境	一級	下境2号	飯山市大字一山	長野県	飯山市(道)下境区長	操作規程による	0269-67-0737
皿川	一級	皿川樋門	飯山市有尾左岸1ヶ所	長野県	有尾区長	皿川水位上昇時	0269-62-3234

3-10 農業用ため池施設

(R3. 11. 12)

番号	名 称	所 在 地		管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)	かんがい 受 益 地 (ha)
		大字	小字					
1	原の古堤	照岡	原	藤沢区	7.5	220.0	85,000	13.0
2	原の新堤	照岡	原	藤沢区	5.0	190.0	46,000	13.0
3	餅洗池	照岡	猿敷	柄山区	6.0	60.0	24,000	12.0
4	昔の堤	照岡	猿敷	柄山区	2.0	25.0	2,000	2.0
5	中の堤	照岡	猿敷	柄山区	4.5	70.0	18,000	12.0
6	下の堤	照岡	猿敷	柄山区	4.0	40.0	3,000	12.0
7	羽広山堤	一山	峰	羽広山 用水組合	9.4	165.0	45,000	25.0
8	和水池	一山	大谷地	和水区 (和水部)	8.9	35.0	21,000	2.0
9	下境中堤	一山	巻沢	下境区	6.0	32.0	7,500	20.0
10	下境新堤	一山	新堤	下境区	9.0	120.0	114,000	20.0
11	外村堤	一山	下川原	上境外村組	4.8	20.0	8,000	2.0
12	上境新堤	一山	通草沢	上境区	8.0	180.0	48,000	50.0
13	田茂木池	一山	田茂木平	中部 土地改良区	2.5	384.0	55,000	70.0
14	貉池	一山	田茂木平	中部 土地改良区	5.5	181.0	14,800	7.0
15	茶屋池	一山	神楽	中部 土地改良区	6.9	35.0	195,000	334.0
16	大石平	常郷	石平	太田北部三区 (曾根 今井 三郷)	7.0	46.0	3,700	20.0
17	相好池	豊田	大日影	瀬木区	7.2	78.0	10,000	26.0
18	今井1号	常郷	宝久保	常郷耕地 整理組合	6.5	63.0	9,000	5.0
19	今井2号	常郷	宝久保	今井区	4.0	37.0	3,000	2.0
20	今井3号	常郷	宝久保	今井区	4.0	40.0	1,000	1.0
21	泥の久保	豊田	泥の久保	蕨野用水組合	9.5	50.0	10,000	5.0
22	丸山堤	豊田	豊田国有林 地内	蕨野区	8.5	54.0	3,000	16.0
23	小泉の堤	照里	長嶺腰	小泉区	4.0	60.0	6,000	3.0

24	上種池	豊田	上種	北条区	2.5	40.0	2,000	15.0
25	北之地池	豊田	北之地	堀ノ内区	7.0	125.0	4,300	12.0
26	横井池	豊田	横井	堀ノ内区	4.0	78.0	1,300	6.0
27	中古池	豊田	中古池	小境区	6.9	60.0	38,000	47.0
28	桂池	寿	桂池	小境区	9.4	16.0	147,000	47.0
29	山田溜池	豊田	山田	小境区	3.9	67.0	2,500	4.0
30	針湖池	常盤	長峰	中部 土地改良区	6.6	132.0	130,000	26.0
31	荒小屋	旭	荒小屋	笹川区	3.5	101.0	7,000	30.0
32	雨池	飯山	雨池北	愛宕町区	4.0	29.0	6,000	2.0
33	大聖寺池	飯山	町ノ浦	神明町区	4.0	40.0	1,000	1.0
34	分道溜池	飯山	分道	分道区	6.0	20.0	500	8.0
35	田草溜池	静間	田草	荒舟耕地 整理組合	9.3	39.0	5,600	5.0
36	勘助の溜池	静間	荒舟		5.6	80.0	5,600	5.0
37	上原溜池	蓮	上原	9人団体代表 大沼政司	8.0	54.0	8,400	3.0
38	水なし溜池	蓮	西原		5.0	78.0	3,500	5.0
39	中山根溜池	蓮	向平	蓮用水組合	6.0	60.0	3,600	24.0
40	新田1号	蓮	北原	新田水利組合	6.0	56.0	3,600	12.0
41	新田2号	蓮	北原	新田水利組合	6.5	79.0	8,000	12.4
42	大林	蓮	大林	新田水利組合	12.3	40.0	10,000	12.0
43	上組溜池	蓮	向平	蓮区	15.0	61.0	9,600	50.0
44	深沢溜池	蓮	深沢	深沢区	3.5	35.0	3,000	0.4
45	小金石	瑞穂豊	小金石	柏尾南組	6.0	25.0	5,300	23.7
46	柏尾北	瑞穂豊	大久保	柏尾区	6.0	40.0	3,000	7.0
47	柏尾古堤	瑞穂豊	横畑	柏尾南組	6.0	75.0	4,800	23.7
48	柏尾新堤	瑞穂豊	横畑	柏尾水利組合	9.8	106.0	16,000	23.7
49	北竜湖	瑞穂	大菅	小菅用水組合	8.0	35.0	862,000	24.3
50	細野池	富倉	細野	倉本区	5.4	21.0	6,300	13.0
51	太田入	富倉	太田入	滝の脇区	4.9	55.0	9,000	20.0
52	濁池	旭	川上	濁池区	10.5	32.0	11,000	14.0
53	涌井溜池	旭	ヤセウネ	涌井区	6.1	39.0	7,000	19.0

54	涌井新池	旭	穴清水	中部 土地改良区	11.1	35.0	12,000	14.0
55	沼の池	旭	大平峰	中部 土地改良区	5.4	175.0	486,000	196.0
56	蘇武の池	緑	蘇武	中部 土地改良区	8.4	66.0	70,000	40.0
57	行清水	照岡	行清水	飯山国営土地 改良区	4.0	15.0	16,400	151.0
58	お宮の堤	常盤	南山根	上水沢区	5.0	50.0	2,500	5.0

3-11 砂防指定地

番号	溪流名	区 域		告 示		面 積 (ha)					
		大字	字	年 月 日	番号	計	河川敷	民有林	道路等	国有地	民有地
1	清 川	静岡	命無尽	S 11. 5. 7	291	1.74	0.08	1.66			
2	野々海川	照岡	中 田	S 11. 5. 7	291	3.61	1.27	1.73			0.61
3	松 田 川	旭	川 上	S 22. 11. 21	350	14.25	2.95	1.74	0.04	0.12	9.40
4	清 川	静岡	長 坂	S 26. 10. 17	936	2.72 4.34	2.60	0.16		0.01	0.12 4.17
5	湯ノ入川	富倉	向 戸 上倉中	S 26. 10. 17	936	0.75 1.03	0.39	0.18 0.12			0.18 0.91
6	滝 沢 川	緑	判官平	S 32. 7. 15	921	0.52	0.10		0.02		0.40
7	滝ノ脇沢川	富倉	向 平	S 40. 11. 12	3,213	8.26	1.07	0.46	0.15		6.58
8	野々海川	照岡	山 根	S 47. 4. 20	819	20.03	2.50	1.99	0.19	8.79	6.56
9	飛 戸 川 水 野 川	富倉	川 下	S 51. 12. 22	1,637	9.04	0.60	2.58	0.07		5.79
10	滝の入沢川	富倉	向 平	S 54. 2. 1	111	3.85	0.36	0.60	0.06		2.83
11	今 井 川	豊田	道 平	S 54. 11. 22	1,749	25.70	2.06	3.78	1.33		18.53
12	桑 名 川	照岡	入 口	S 59. 3. 24	711	3.33	0.37	1.26	0.08		1.62
13	出 川	一山	川 倉	S 59. 8. 31	1,264	3.48	0.51	0.92	0.09		1.96
14	井 出 川	一山	崩	H 4. 3. 17	674	3.84	0.37	0.42	0.08		2.97
15	ヌカリ沢	飯山	ヌカリ口	H 8. 4. 9	1,187	2.70	0.05	0.51	0.17		1.97
16	滝 沢 川	緑	大谷池	H 8. 8. 16	1,721	1.12	0.07	0.17	0.22		0.66
17	運 上 川	常郷	川原畑	H 10. 7. 16	1,476	4.80					
18	日 影 沢	旭	入ノ澤	H 12. 1. 25	129	3.79	0.14	0.51	0.16	0.01	2.97

3-12 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設

(令和6年1月1日現在)

サービス付き高齢者向け住宅

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	いいやまの郷	飯山 2128-5	(株)飯山の郷	67-0355	浸水 (3~5m)
飯山	さくら	静間 474-6	フォニオ・ケア(株)	67-0651	土砂災害 土石流 Y

介護老人保健施設（老人保健施設・短期入所療養介護事業所）

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
木島	医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設 みゆき	下木島 9	(医)みゆき会	81-3850	浸水 (10~20m)

老人福祉施設

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	なのはな	飯山 2786-1	社会福祉法人みゆき福祉会	62-1577	浸水 (5~10m)

デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	Lifewell	南町 25-1 太洋ビル 1 階	(株)Lifewell	81-1140	浸水 (5~10m)
瑞穂	飯山市社協 デイサービスセンター瑞穂	瑞穂 6385	(福)飯山市社会福祉協議会	65-5007	土砂災害 土石流 Y
外様	飯山市社協 デイサービスセンター外様	緑 1051-5	(福)飯山市社会福祉協議会	62-6206	浸水 (0.5m 未満)
太田	ジェイエー長野会 デイサービスセンター北部ひだまり	常郷 28-1	社会福祉法人ジェイエー長野会	65-1265	浸水 (5~10m)

グループホーム・ケアホーム（障がい者グループホーム）

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	栄荘	飯山 310-14	(NPO)ここから	67-0870	浸水 (5~10m)
飯山	第2かたくり	飯山 2160-4	(NPO)ここから	65-5548	浸水 (5~10m)
飯山	たまちホーム	飯山 2850-5	(福)高水福祉会	62-6538	浸水 (5~10m)
飯山	エムハイツ	飯山 1638-6	(福)高水福祉会	62-6366	土砂災害 土石流 Y
秋津	静間ホーム	静間 1329-8	(福)高水福祉会	62-1765	浸水 (0.5~3m)

瑞穂	ホームとなご	瑞穂 7-1	(NPO) ここから	65-3080	浸水 (5～10m)
太田	ピュアライフ杏	常郷 1175-1	(NPO) ここから	65-2508	浸水 (0.5m 未満)

グループホーム・ケアホーム（認知症対応型共同生活介護）

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	グループホームすずらん	飯山 193	(有)フィオーレ福祉会	81-3315	浸水 (5～10m)
飯山	グループホームあおい	飯山 2128-19	(有)フィオーレ福祉会	67-0688	浸水 (3～5m)
飯山	グループホームゆきのはな	静間 474-6	フォニオ・ケア(株)	67-0651	土砂災害 土石流 Y

地域活動支援センター

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	雁木ぷらざ	南町 19-8	(福)高水福祉会	62-1312	浸水 (5～10m)
飯山	わっこ	飯山 2150-5	(NPO) ここから	090-4617-2780	浸水 (5～10m)
飯山	いこいの家アンダンテ	飯山 1166-6	(NPO) ここから	050-1143-5679	浸水 (5～10m)
岡山	すまいる taro	照岡 485-イ	(株)フジすまいるファーム飯山	69-2055	土砂災害 急傾斜 Y

医療機関（入院施設に限る）

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	飯山赤十字病院	飯山 226-1	日本赤十字社 長野県支部	62-4195	浸水 (5～10m)

就労支援事業所

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
木島	ふっくら工房ふるさと	野坂田 321-1	(福)高水福祉会	62-1710	浸水 (10～20m)
木島	フジすまいるファーム飯山（木島作業所）	野坂田 3259-1	(株)フジすまいるファーム飯山	—	浸水 (5～10m)
岡山	フジすまいるファーム飯山	照岡 485-イ	(株)フジすまいるファーム飯山	69-2055	土砂災害 急傾斜 Y

授産施設

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	福祉企業センター	飯山 2895-1	飯山市	62-2514	浸水 (5～10m)
秋津	福祉企業センター 蓮分場	蓮 423-8	飯山市	62-0515	浸水 (5～10m)

障害児療育施設

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	心身障害児母子通園訓練 施設ゆきんこ園	飯山 1122-8	(福)飯山市社会福 祉協議会	67-0727	浸水 (5~10m)

保育園・幼稚園

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	飯山市しろやま保育園	飯山 2910-1	飯山市	62-5595	浸水 (5~10m)
飯山	飯山中央幼稚園	南町 22-17	(学)中央幼稚園	62-2679	浸水 (5~10m)
飯山	めぐみ保育園	南町 26-17	(福)めぐみ保育園	62-2129	浸水 (5~10m)
秋津	飯山市秋津保育園	静間 2358	飯山市	62-0476	土砂災害 土石流 Y
木島	飯山市木島保育園	野坂田 849	飯山市	62-5888	浸水 (5~10m)
瑞穂	飯山市瑞穂保育園	瑞穂 1112	飯山市	62-2515	土砂災害 土石流 Y
常盤	飯山市常盤保育園	常盤 5256-5	飯山市	62-5804	浸水 (10~20m)
太田	飯山市とがり保育園	豊田 4931-1	飯山市	65-4250	浸水 (0.5~3m)

児童館・児童センター

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	飯山児童クラブ	飯山 2363 (子ども館 きらら内)	(福)飯山市社会福 祉協議会	67-0167	浸水 (5~10m)
飯山	飯山児童センター	飯山 2363 (子ども館 きらら内)	(福)飯山市社会福 祉協議会	67-0167	浸水 (5~10m)
飯山	放課後等デイサービスコ ンパス	飯山 2363 (子ども館 きらら内)	(福)高水福祉会	67-0167	浸水 (5~10m)
秋津	秋津児童クラブ	静間 2608 (秋津小学 校内)	(福)飯山市社会福 祉協議会	62-1818	土砂災害 土石流 Y
木島	木島児童館	木島 595-2	(福)飯山市社会福 祉協議会	62-1619	浸水 (5~10m)
柳原	泉台児童クラブ	旭 5339 (泉台小学 校内)	(福)飯山市社会福 祉協議会	63-1015	土砂災害 土石流 Y
常盤	常盤児童クラブ	常盤 5228 (常盤小学 校内)	(福)飯山市社会福 祉協議会	65-4628	浸水 (10~20m)
太田	戸狩児童センター	照里 1215	(福)飯山市社会福 祉協議会	65-2841	(周辺浸水)

子育て支援センター

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	子育て支援センターたんぽぽ	飯山 2363 (子ども館 きらら内)	飯山市	67-0167	浸水 (5～10m)

特別支援学校

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
木島	飯山養護学校	野坂田 220-1	長野県	67-2580	浸水 (5～10m)

小学校・中学校

地区	施設名称	所在地	経営主体	電話番号	浸水(m) 土砂災害
飯山	飯山市立飯山小学校	飯山 2400	飯山市	62-2100	浸水 (5～10m)
秋津	飯山市立秋津小学校	静間 2608	飯山市	62-2853	土砂災害 土石流 Y
木島	飯山市立木島小学校	野坂田 484-3	飯山市	62-2148	浸水 (5～10m)
柳原	飯山市立泉台小学校	旭 5339	飯山市	63-3111	土砂災害 土石流 Y
常盤	飯山市立常盤小学校	常盤 5228	飯山市	62-3286	浸水 (10～20m)
秋津	飯山市立城南中学校	静間 1088	飯山市	62-2301	土砂災害 土石流 Y
太田	飯山市立戸狩小学校	豊田 4975	飯山市	65-2007	浸水 (0.5m 未満)

3-13 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等図（ハザードマップ）